

令和8年度

県税のしおり

あなたの税が豊かな暮らしと未来を創ります。

静岡県

静岡市

写真提供：静岡県観光協会



幸福度日本一の静岡県

県政運営の基本理念

LGX（ローカル・ガバメント・トランスフォーメーション）

時代の変化がスピード感を増し、社会課題が複雑化する中、意識・行動を常に見直し、環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織への変革を目指す「LGX（ローカル・ガバメント・トランスフォーメーション）」の考えを、県政運営の基本理念に位置づけます。

この基本理念に基づき、5つの「経営の視点」を持って計画を推進します。

視点1：将来世代に対して責任を負う

視点2：最小の経費で最大の効果を挙げる

視点3：新しいことへの挑戦

視点4：スピード感を持った対応（巧遅より拙速）

視点5：「人」を活かす

静岡県の目指す姿

Well-Being 幸福度日本一の静岡県

I 未来を創る力

本県の強みやポテンシャルを最大限に活用し、未来に生きる世代が意欲的に挑戦できる社会づくりに向けて取り組みます。

II 豊かな暮らし

安心して、健やかに暮らせる毎日こそ、未来への挑戦を支える土台です。県民一人ひとりの心身が健やかで、安定した豊かな生活を、未来へ確実につないでいきます。

III 県民の安心

気候変動に伴う自然災害や感染症の拡大など、有事への備えも欠かせません。平時から、本県の力強い未来と県民の豊かな暮らしの基礎となる、県民の生命や財産などを守る取組を進めます。

PART
I

暮らしと税金

暮らしと税金	税金の役割	1
	税金の分類	2
	税金の種類	3
	令和8年度税制改正の概要	5
静岡県の税収	歳入決算額、県税収入の推移	6
	令和8年度当初予算	7

PART
II

県税のしくみ

個人県民税（均等割・所得割）	9
森林づくり県民税	11
寄附金控除	13
災害被災者に対する県税の負担軽減措置	14
法人県民税	15
県民税利子割	16
県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割	17
個人事業税	18
法人事業税	19
特別法人事業税	20
地方消費税	21
自動車税	23
軽油引取税	28
不動産取得税	29
固定資産税（特例分）	31
ゴルフ場利用税	32
鉾区税、狩猟税	33
県たばこ税	34
核燃料税	35
延滞金、加算金	37
＜静岡地方税滞納整理機構＞	38

PART
III

税の便利情報

納税者のための制度	39
（県税の納付方法、県税の納付証明書ほか）	
県税の電子申告	41
（エルタックス、ワンストップサービス）	
その他	43
（県税を納めるところ、納税カレンダーほか）	
県税別の所管区域	45
住所地又は所在地別の所管財務事務所早見表	46
お問い合わせ	47
（財務事務所の連絡先）	

暮らしと税金

1 税金とは

私たちは、国や地方公共団体（都道府県・市町村）から、さまざまなサービスの提供を受けて暮らしています。

身近な例としては、道路、公園、図書館、上下水道などの**社会資本整備**と、教育、警察、消防、保健、医療、介護、福祉、ごみ処理などの**公共サービスの提供**があげられます。

このような社会資本整備や公共サービスの提供は、私たちが安心して豊かに暮らしていくうえで必要なものですが、それには非常に多くの費用がかかるので、その費用をみんなで「税金」という形で負担しています。

このように、税金は私たちが社会の一員として暮らしていくための、いわば「**会費**」のようなものといえます。

2 税金の役割

「税金」には、大きく分けて次の3つの役割や機能があります。

1 社会資本の整備や公共サービスを提供するための[資金の調達]

国や地方公共団体が社会資本を整備し、公共サービスを提供するためには、多くの資金を必要とします。「税金」はこうした資金を調達することを目的としています。

2 所得の格差を縮める[所得の再分配]

日本では、所得税や相続税などの「税金」は、所得や相続財産の多い人には高い税率を適用し、少ない人には低い税率を適用する「累進課税制度（超過累進税率）」がとられています。

この制度により、納められた「税金」は、社会保障制度などを通じて、所得の少ない人に配分されることから、「税金」には国民の間での所得格差を縮める役割があります。

3 景気の安定を図る[景気の調整]

景気の良いときは、個人や法人の経済活動が活発となり所得が多くなります。所得が多くなると「税金」の負担額も増え、投資や消費に回す資金がその分減ることから、景気が過熱することにブレーキをかけます。

逆に、景気の悪いときは、経済活動が冷え込んで所得が少なくなることから、「税金」の負担も減り、投資や消費に回す資金がその分増えることから、景気の落ち込みを緩めます。

また、「税金」の制度を改正して、例えば、国民が計画的に家を購入したり、土地や株式を売買しやすくして投資を促すことで経済活動を活発にするなど、景気調整に利用することもあります。

3 法律に基づく税金

日本では、私たちの納める「税金」は、私たちが選んだ代表による国会や地方議会で定める法律や条例に定めなければならないとされています。このことを「租税法律主義」といいます。

（日本国憲法）

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は、法律の定める条件によることを必要とする。

4

課税される条件（要件）

個々の納税義務が成立するために必要とされる条件を「課税要件」といい、課税要件が満たされたときに、納税義務が法律上成立します。

課税要件を構成する主なものは、納税義務者、課税客体、帰属、課税標準及び税率です。

ある者が納税義務者の要件に該当し、その者と課税客体との間に帰属の関係があつて、課税標準を算定して税率を適用できる状態が生じたときに、その者に納税義務が成立します。

納税義務者	納税義務があると定められた個人又は法人
課税客体	税金がかけられる対象となる物、行為又は事実等
課税標準	課税客体の数量や価額、品質
税率	課税標準に対して適用される税額の割合 一定の金額による場合と、百分率などによる場合がある。 ◆税率の種類 ・標準税率…通常用いることとされている税率であり、財政上その他の必要により、これと異なる税率を定めることができる。 ・制限税率…標準税率を超える税率を用いて課税する（超過課税）場合にも、超えてはならない税率 ・一定税率…それ以外の税率を定めることができない税率 ・任意税率…任意に定めることができる税率

税額の算定方法

課税標準

×

税率

=

税額

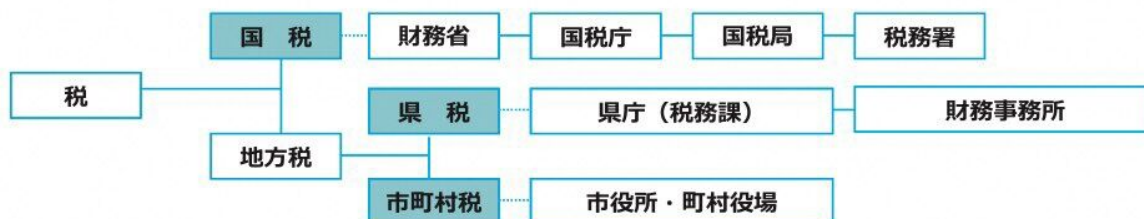
5

税金の分類

1 納める先による分類

国 税：国に納める税金

地方税：地方公共団体に納める税金（県税と市町村税）



2 納める人による分類

直接税：税金を納める人と負担する人が同じ税金（所得税、自動車税、固定資産税など）

間接税：税金を納める人と負担する人が異なる税金（消費税、軽油引取税、たばこ税など）

3 使いみちによる分類

普通税：税金の使いみちが特定されていない税（所得税、自動車税、固定資産税など）

目的税：税金の使いみちが特定されている税（狩猟税、入湯税など）

暮らしと税金

4 納める方法による分類

県税を納めていただく方法には、次の4種類があります。

個人県民税のように、同じ税金でも複数の方法があるものもあります。

種類	方法	該当する税金
申告納付	納税者が自分で納める税額を計算し、申告して納める。	法人の県民税・事業税、 軽油引取税（自己消費分など）、 県たばこ税、地方消費税、核燃料税
特別徴収 (申告納入)	税金を徴収することを指定された者(特別徴収義務者)が納税義務者から税金を徴収し、その預かった税金を納める。	個人県民税（給与所得者など）※、 県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、 ゴルフ場利用税、 軽油引取税（元売業者・特約業者の引渡し分）
普通徴収	税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書を納税者に交付して、納税通知書により納める。	個人県民税（個人事業者など）※、 個人事業税、不動産取得税、 自動車税（年額課税分）、鉦区税
証紙徴収	申告書などに証紙を貼って納める。	狩猟税、自動車税（新規登録分）

※個人県民税は、市町村民税と一緒に市町村から課税されます。

6 税金の種類

県 税



国 税



※1 東日本大震災からの復興に必要な財源の確保のため、平成25年から令和19年までの25年間、所得税の2.1%を納めます。

市町村税



※2 熱海市では法定外普通税として、別荘等所有税を課税しています。

※3 熱海市では法定外目的税として、宿泊税を課税しています（令和7年4月1日から）。

※4 静岡県内の市町では、課税していません。

暮らしと税金

令和8年度税制改正の概要（地方税—県税関係—）

1 自動車関係諸税

(1) 環境性能割の廃止

- ・ 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和7年度末をもって廃止

(2) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

- ・ 当分の間税率を令和7年度末をもって廃止

2 個人住民税

(1) 個人住民税の控除等

- ・ 給与所得控除の最低保障額を
74万円（現行：65万円）に引き上げる
※令和9年度分の個人住民税から適用
（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）
- ・ ひとり親控除の控除額を
33万円（現行：30万円）に引き上げる
※令和10年度分の個人住民税から適用

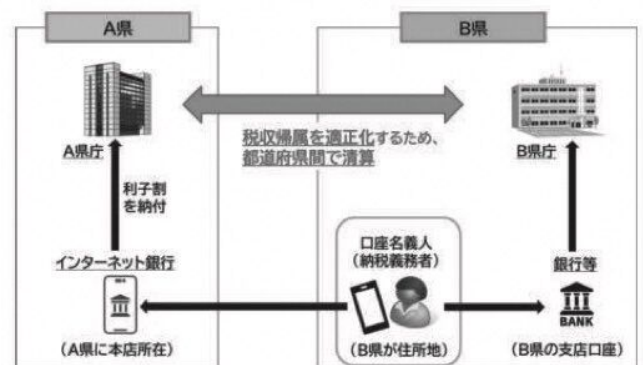
<非課税ライン(単身者の場合)>

	改正前	改正後
基本額等	45万円（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	74万円
計	110万円	119万円

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

(2) 道府県民税利子割に係る清算制度の導入

- ・ インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入
- ※1 利子割税収（清算後）の6割は都道府県が市町村に交付
※2 令和8年度分の利子割から適用



(3) ふるさと納税制度の見直し

- ・ 特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）※1を上限として新たに設定
- ※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）
- ※2 令和9年寄附分から適用
- ・ 寄附金活用可能額の割合を60%以上と設定※3するとともに、用途を公表
- ※3 令和8年指定から段階的に適用
（R8：52.5%、R9：55%、R10：57.5%、R11：60%）

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ

<基本分:変更なし>		<定額上限の対象>
所得税 所得控除(45%) 201万円	個人住民税 基本控除分 (10%) 44万円	個人住民税 特例控除分 193万円
438万円		

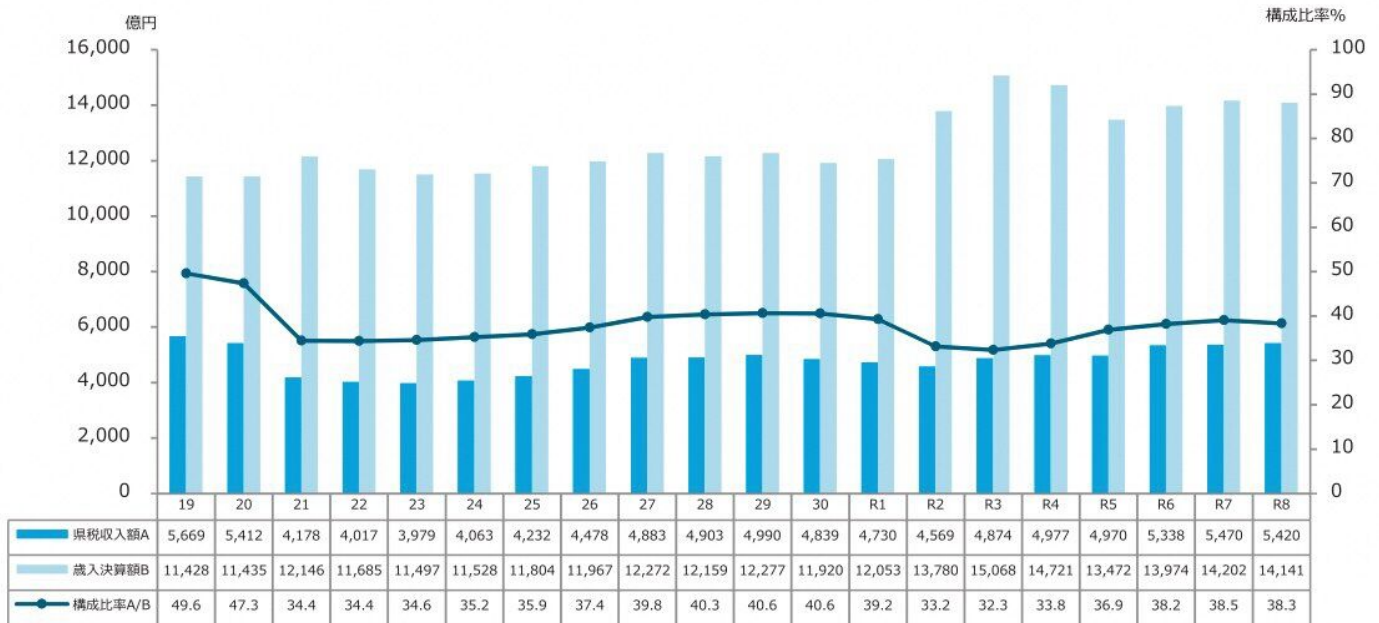
※ 独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）の場合

静岡県の税収

1

歳入決算額と県税収入の推移

県税収入は、平成 20 年のリーマンショックによる世界的な景気低迷により、20、21 年度に大幅に減少した後、緩やかな増加傾向が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度に大きく減少しています。その後は、企業収益の改善により回復傾向にあります。



※R8年度は当初予算

2

主な県税収入の推移

社会保障の充実・強化を実現するため、消費税（国税）及び地方消費税（地方税）の税率の引き上げ（平成 26 年 4 月、令和元年 10 月）が行われました。これにより、税収に占める地方消費税の割合が高まっています。



※「法人二税」は法人県民税（均等割、法人税割）及び法人事業税の合計

「個人県民税」は均等割、所得割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計

「自動車税」は H 3 0 年度以前及び R 8 年度は自動車税のみ、R 1 年度から R 7 年度は自動車税環境性能割と自動車税種別割の合計

R 7 年度までは決算額、R 8 年度は当初予算額

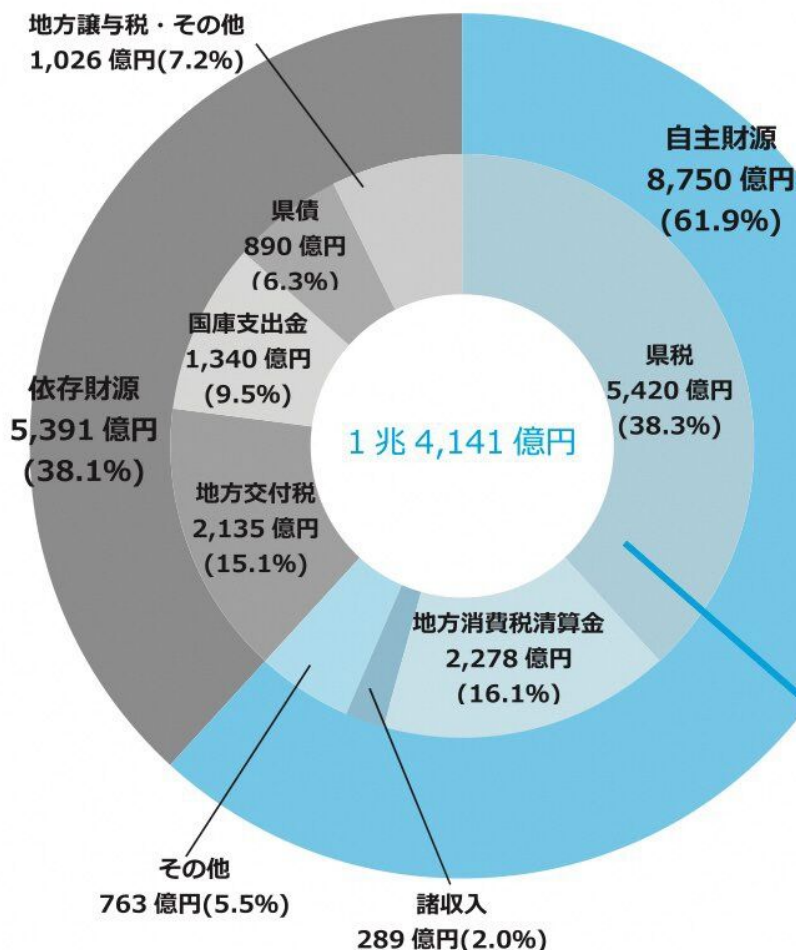
令和 8 年度当初予算

歳入予算

1 兆 4,141 億円

令和 8 年度の歳入予算 1 兆 4,141 億円のうち、県税による収入は 5,420 億円で、収入全体の 38.3% を占める大変貴重な自主財源です。

県の事業は、皆さんに納めていただく県税によって支えられています。



●歳入科目の説明

地方消費税清算金

消費者の方に負担していただいた地方消費税（10%のうち 2.2%分）を、消費に関連する指標により各都道府県間で清算し、消費地の都道府県の収入とするものです。

地方交付税

地方公共団体間の財政力の格差をなくすために、国税として納められた税金の一部を財源不足の生じた地方公共団体に交付するものです。

国庫支出金

福祉や教育、公共事業など、特定の事業を行うために、国が使いみちを決めて交付する補助金、負担金、委託金などをいいます。

県債

県が学校、道路、公園などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、債務の履行が一会計年度を超えて行われるものです。

地方譲与税

国税として納められた特定の税金を県や市町村に対して譲与するもので、県に対しては、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税などがあります。

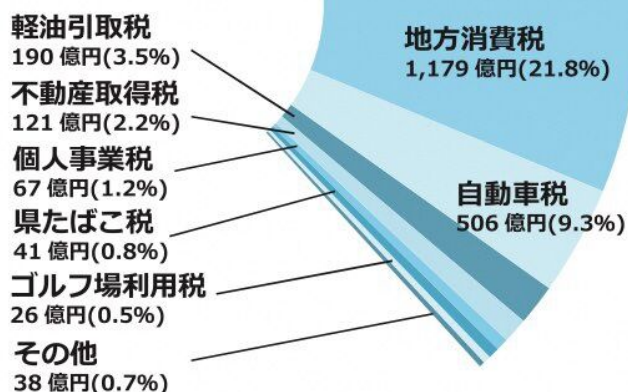
県税収入

5,420 億円

本県の県税による収入は、5,420 億円で、個人県民税及び法人二税でその 60% を占めています。次いで地方消費税、自動車税となります。

※1 「個人県民税」は均等割、所得割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計

※2 「法人二税」は法人県民税（均等割、法人税割）及び法人事業税の合計

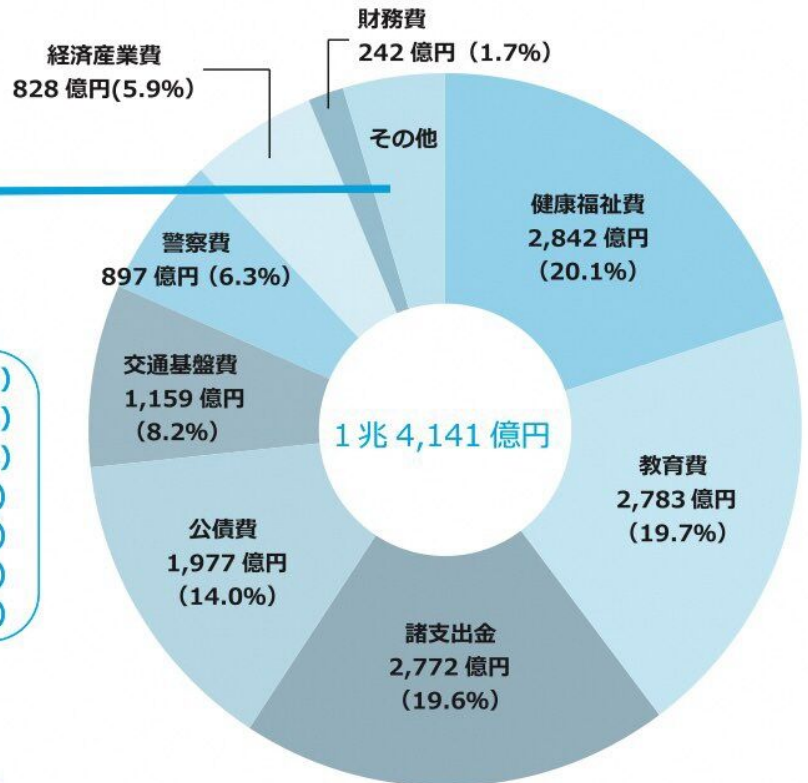


歳出予算

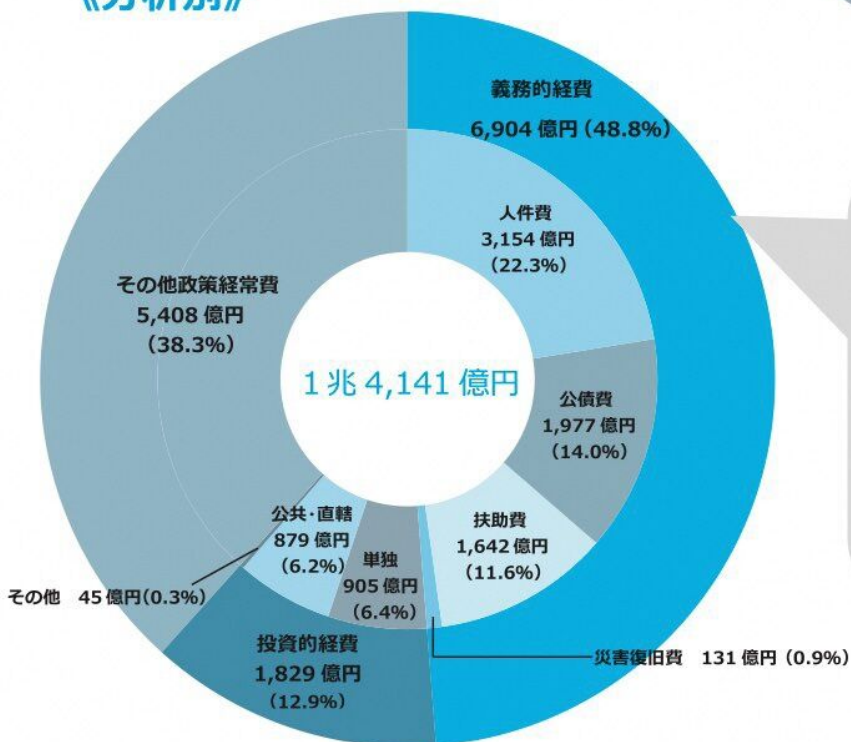
1兆4,141億円

●「その他」の内訳

災害対策費	145億円 (1.0%)
スポーツ・文化観光費	124億円 (0.9%)
総務費	122億円 (0.9%)
危機管理費	85億円 (0.6%)
くらし・環境費	78億円 (0.5%)
企画費	57億円 (0.4%)
その他	30億円 (0.2%)



《分析別》



●経費の説明

人件費

教職員・警察職員・行政職員の給与や退職金です。

公債費

建設事業などを行うために県が借入れた資金を、返済するための経費です。

扶助費

医療、介護、福祉などの社会保障関係費です。

投資的経費

道路、橋、公園、学校など、社会資本の整備に要する経費です。

県民1人当たりの県の支出額

(令和8年4月1日現在 県の推計人口3,471,700人)

県民1人当たりの
県の歳出額

約 407,300 円

県民1人当たりが
納める県税額

約 156,100 円

健康福祉費

県民1人当たり

約 81,900 円

教育費

県民1人当たり

約 80,200 円

公債費

県民1人当たり

約 56,900 円

交通基盤費

県民1人当たり

約 33,400 円

警察費

県民1人当たり

約 25,900 円

経済産業費

県民1人当たり

約 23,800 円

（県民税について）

県の行政に必要な費用を広く県民に負担していただき、地方自治への関心を高め、みんなの力でより豊かな郷土をつくっていかうという趣旨で設けられているものが、県民税です。県民税には、個人県民税（均等割・所得割）、法人県民税、県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割があります。なお、個人県民税と法人県民税には、平成 18 年度から森林づくり県民税（P 11、12 参照）が加算されています。

個人県民税（均等割・所得割）

納める人

毎年 1 月 1 日現在で

- ▶ 県内に住所がある人…均等割と所得割
- ▶ 県内に住所がない人で、県内に事務所、事業所又は家屋敷がある人…均等割
- ▶ 県内に住所があり、住所地以外の県内の市町に事務所、事業所又は家屋敷がある人は、それぞれの市町で均等割を納めることになります。

※所得金額が一定の金額以下である人などは非課税となります。

納める額

◎均等割 標準税率 1,000 円 + 超過税率（森林づくり県民税）400 円 = 合計 1,400 円

◎所得割 課税所得金額×4／100 ※

計算方法：（所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

↳ 課税所得金額

※平成 30 年度から、政令指定都市に住所がある人は、税率が 2 / 100 となっています。

◎所得控除

雑損控除 <①②のいずれか多い額>	①（損失額－保険などによる補てん額） －（総所得金額等×1／10） ②（災害関連支出額）－5 万円	障害者控除	26 万円（特別障害者 30 万円、同居特別障害者 53 万円）
医療費控除<最高 200 万円> <①②のいずれか一方のみ>	①（医療費－保険などによる補てん額） －（合計所得金額の 5 / 100 又は 10 万 のいずれか低い額） ②セルフメディケーション税制 （最高 88,000 円）	寡婦控除	26 万円
社会保険料控除	支払った金額	ひとり親控除	30 万円
小規模企業共済等掛金控除		勤労学生控除	26 万円
生命保険料控除	支払った金額等に応じて算定される額	配偶者控除	最高 33 万円（70 歳以上最高 38 万円）
地震保険料控除		配偶者特別控除	最高 33 万円
		扶養控除	33 万円（19～22 歳 45 万円、70 歳以上 38 万円、同居直系尊属で 70 歳以上 45 万円）
		基礎控除	最高 43 万円

◎税額控除 配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などがあります。

申告と納税

申告、納税などは、個人の市（町）民税と一緒に県内の各市町へお願いします。

申告

- ▶ 給与所得…… 給与所得又は公的年金等に係る所得については、勤務先又は公的年金等の支払い
又は、公的年金等
所得のみの方
をする者から報告をいただきますので、通常は、個別に申告する必要はありません。
ただし、これ以外の所得もある人は、申告が必要です。
- ▶ 事業者など… 事業をしている人や不動産収入のある人で、前年中の所得が市町の条例で定める
金額を超える人は申告が必要です。

<申告の時期>

2月16日から3月15日まで

所得税の確定申告書を提出した場合は、個人住民税申告書を提出する必要はありません。なお、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は、必ず記載してください。

- ▶給与所得者… 勤務先からの所得報告を基に税額を決定し、5月に市町から、勤務先を通じて、個人市（町）民税の通知と合わせて個人県民税の通知を送付します。なお、この通知により決定した税額は、通常6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から徴収され、勤務先が納めます。
- ▶公的年金等… 所得者 公的年金等の支払いをする者からの所得報告を基に税額を決定し、6月に市町から個人市（町）民税の通知と合わせて個人県民税の通知を送付します。この通知により決定した税額は、65才以上の方は、公的年金等の支払いをする者が、年6回の公的年金等を支払うつど徴収して納めます。65才未満の方は、通常6月、8月、10月及び1月（※）の4回に分けて納めていただきます。
- ▶事業者など… 確定申告を基に税額を決定し、6月に市町から、個人市（町）民税の通知と合わせて個人県民税の通知を送付します。
 なお、通常6月、8月、10月及び1月（※）の4回に分けて納めていただきます。
 ※市町によって時期は異なります。

市町村税の紹介 個人市（町）民税

市町村税の一つで、個人県民税と合わせて個人住民税と呼ばれています。
 税のしくみや納税の方法は個人県民税と同じですが、税率が異なります。

納める人

毎年1月1日現在で

▶市町村内に住所がある人…均等割と所得割

▶市町村内に住所がない人で、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷がある人…均等割

納める額

◎均等割 3,000 円

◎所得割 課税所得金額×6/100 ※

※平成30年度から、政令指定都市に住所がある人は、税率が8/100となっています。

国税の紹介 森林環境税

平成31年3月に創設された「森林環境税」が令和6年度から個人住民税に合わせて賦課徴収されています。

納める人

1月1日現在で市町村内に住所がある人

納める額

年額 1,000 円

申告と納税

県内の各市町が個人住民税均等割と合わせて課税及び徴収します。

個人住民税と森林環境税は、所得税と同じく事業主による徴収が必要です

●事業主の皆さまへ

事業所等に勤務されている方の個人住民税（個人市（町）民税＋個人県民税）は、原則として事業主の皆さまに徴収をしていただいた上で、課税した市町に納入していただく必要があります。

※このような納入の仕組みを「特別徴収」といいます。

個人住民税の特別徴収制度の概要



詳しくは、県内各市町の個人住民税担当課へお問い合わせください。

もり 森林づくり県民税

静岡県には、富士山や南アルプスに広がる天然林や、先人が大切に守り育ててきた人工林など、県土の3分の2に多彩な森林が広がっています。森林には「山崩れの防止」や「洪水や渇水の緩和」などのさまざまな働き（「森の力」）があり、その恩恵は県民に広く及ぶ県民共有の財産です。しかし、社会的、経済的な要因から手入れが行き届かない森林では、この「森の力」が低下して、私たちの生活に支障を及ぼすことが懸念されます。そこで、県では、平成18年度から「森の力」を回復するための取組（「森の力再生事業」といいます。）を進めています。

「^{もり}森林づくり県民税」は、「森の力」を回復する取組を行うための費用を、森林の恩恵を受けている県民の皆さまに幅広く負担していただくものです。

「森の力」を回復します。

手入れが行き届かない森林を整備し、下草や広葉樹の生育を促す環境を整えることで、「森の力」を回復します。



整備の計画と実績

平成18年度から20年間で、23,180ヘクタールの荒廃森林を整備しました。しかし、新たに荒廃が進行し、緊急に整備が必要とされる森林があることから、令和8年度から令和17年度までの10年間で、7,410ヘクタールの整備を計画しています。

第1期～第2期（H18～R7）		第3期
全体計画	実績	全体計画
23,500ha	23,180ha	7,410ha

「森の力」は着実に回復しています。

平成18年度に整備を行った森林から10カ所を選定し、植物の発生状況などを追跡調査しています。調査地による状況に差はあるものの、「森の力」は着実に回復しています。

○調査地における植物の発生状況

（18年間のモニタリング調査結果）

下草が地表を覆う割合（％） 15%⇒56%

○整備地の状況（島田市伊久美）



（整備前）スギ、ヒノキで混み合った森林
（下草がなく、土壌が流出）



（整備直後）伐採により明るくなった森林



（整備7年後）植物が成長
（下草や広葉樹が生え、成長している）

〈個人の場合〉

納める人

- 1月1日現在で
- ▶県内に住所がある人
 - ▶県内に事務所、事業所又は家屋敷がある人で、それらが所在する市町内に住所がない人（個人県民税均等割の **納める人**（P9 参照）と同じです。）
- ※個人県民税の非課税対象者は非課税となります。

納める額

年額 400 円

個人県民税均等割に上乗せされ、徴収されます。
(個人県民税均等割 1,400 円のうち、400 円が **もり** 森林づくり県民税です。)

〈法人の場合〉

納める人

- ▶県内に事務所・事業所等がある法人等
(法人県民税均等割の **納める人**（P15 参照）と同じです。)

納める額

法人県民税均等割額の 5 %

資本金等の額別の年税額は下表のとおりです。

資本金等の額	年税額
50 億円超	40,000 円
10 億円超、50 億円以下	27,000 円
1 億円超、10 億円以下	6,500 円
1 千万円超、1 億円以下	2,500 円
上記に掲げた以外の法人等	1,000 円

課税 期間

(個人、法人ともに)

平成 18 年度分から令和 12 年度分までの 25 年間

もり 森林づくり県民税 Q&A

Q 納付のための特別な手続きは必要なのでしょうか。

A 従来から納めていただいている、個人・法人県民税（均等割）に上乗せする形で納めていただきますので、納付のための特別な手続きは必要ありません。

Q 「**もり** 森林づくり県民税」の課税期間は、令和 7 年度まででしたが、なぜ、5 年間延長したのでしょうか。

A 令和 7 年度までに 23,180 ヘクタールの荒廃森林を整備しましたが、一方で、森林所有者による整備が困難で、公益性が高く緊急に整備すべき荒廃森林が新たに確認されており、集中豪雨などによる山地災害発生リスクが高まっています。このため、「森の力再生事業」を継続することとし、「**もり** 森林づくり県民税」は、税率等は変更せずに課税期間を 5 年間延長して、令和 12 年度までご負担をお願いすることとしました。

Q 「**もり** 森林づくり県民税」と、国が平成 31 年 3 月に創設し、市町へ譲与している「森林環境譲与税」を財源とした森林整備について県と市町の役割等について教えてください。

A 静岡県は、県土の 3 分の 2 を占める広大な森林を有しています。そのため、県と市町は、以下のように 2 つの税の用途や役割分担を明確にし、両輪となって協力・連携して森林整備を進めています。

県「**もり** 森林づくり県民税」→森の力再生事業
●荒廃森林の再生



市町「森林環境譲与税」→地域の実情に応じた森林整備等
●間伐や、木材の利用等による森林整備の促進
●森林経営管理法に基づく新たな森林管理 等

なお、「森の力再生事業」の詳細につきましては、県経済産業部森林・林業局森林計画課（電話：054-221-2668）にお問い合わせください。

寄附金控除

都道府県、市町村又は一定の団体に寄附した金額がある場合、個人住民税の税額控除の対象となります。

【控除額の計算方法】

1 都道府県又は市町村に対する寄附金の場合（ふるさと納税）

アとイの合計額

$(\text{寄附金額}^{(\ast 1)} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \cdots \text{ア}$

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の限界税率} \times 1.021^{(\ast 2)}) \cdots \text{イ}^{(\ast 3)}$

2 所在地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金の場合

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

3 都道府県又は市町村が条例により指定した控除対象寄附金の場合

- 住所地の都道府県が指定した控除対象寄附金の場合（都道府県民税から控除）

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\%$ （政令指定市にお住まいの方は2%（平成30年度分から））

- 住所地の市町村が指定した控除対象寄附金の場合（市町村民税から控除）

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\%$ （政令指定市にお住まいの方は8%（平成30年度分から））

- 住所地の都道府県及び市町村が指定した控除対象寄附金の場合（都道府県民税及び市町村民税から控除）

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

※1 控除対象となる寄附金の限度額は、①から③までを合わせて、総所得金額等の30%です。総所得金額等とは、サラリーマンの場合は、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合は、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額です。

※2 復興特別所得税2.1%を含みます。

※3 ふるさと納税のみに適用される特例控除額です。この個人住民税の特例控除額は、個人住民税所得割額の20%が限度です。

静岡県ふるさと納税

ふるさと納税の「ふるさと」に定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が思う“ふるさと”を自由にお選びいただくことができます。ふるさと“静岡県”の取組に貢献したい、応援したいという皆さまからのご寄附をお待ちしております。

災害被災者に対する県税の負担軽減措置

災害で被災された方には、県税の負担軽減措置等があります。

申告・申請・納付の期限延長

災害によって、県税の申告・申請・納付などが期限までにできないと知事が認めるときは、申請等により災害のやんだ日から2か月の範囲内でその期限が延長されます。

税の減免

一定の要件に該当する場合は、申請により税額のうち全部又は一部が減免されます。

税の種類	要件	減免の対象・割合・範囲	
個人事業税	災害により住居または事業用資産に損害(※1)を受けた方で、事業主控除前の事業所得が1,000 万円以下	定期課税分	年税額又は第 2 期分の税額、事業所得額により 100%～25%
		随時課税分	更正増差税額の 100%～25%
不動産取得税	当該不動産を取得した日から、3 か月以内に滅失または損壊	滅失又は損壊不動産の不動産取得税について損害の程度により 100%～30%	
	当該災害発生の日から 3 年以内に代替不動産を取得	代替不動産の不動産取得税について被災不動産に相当する税額	
自動車税	自動車が使用不能となり廃車(※2)した場合	災害があった翌月から、抹消(廃車)登録をした月までの月割税額	
	損害を受け自動車を修繕した場合	修理費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税の年税額を超えた場合に、50%に相当する額	
軽油引取税	特別徴収義務者が納税者から税を受け取ることができなかった場合や、既に徴収した税額を災害により失った場合は、還付又は納入義務の免除が受けられます。		
個人県民税	市や町が市・町民税を減免した場合、個人県民税も同じ割合で減免されます。お住まいの市役所又は町役場へお問い合わせください。		

※1 損害の金額が、その住居の価額又は全事業用資産価額の2分の1以上。ただし、保険金、損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。

※2 道路運送車両法第15条及び第16条(当該自動車を解体処理した場合に限る。)による抹消登録

徴収猶予

災害に起因して納付困難と認められる場合、申請により1年以内(事情により通算して2年まで)の期間について、徴収の猶予を受けることができます。

概要は、静岡県のホームページで紹介しています。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/saigai/1011802.html>)

法人県民税

納める人

- ▶ 県内に事務所・事業所がある法人（注）…均等割と法人税割
 - ▶ 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人（注）…均等割
- （注）法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含みます。

納める額

◎ 均等割（収入や所得にかかわらず、法人等の区分に応じて課されます）

法人等の区分	県民税均等割額	森林づくり県民税	納付する額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの） ・ 一般財団法人及び一般社団法人 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 ・ 資本金等の額（注）が 1,000 万円以下の法人	20,000 円	1,000 円	21,000 円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50,000 円	2,500 円	52,500 円
〃 1 億円を超え 10 億円以下の法人	130,000 円	6,500 円	136,500 円
〃 10 億円を超え 50 億円以下の法人	540,000 円	27,000 円	567,000 円
〃 50 億円を超える法人	800,000 円	40,000 円	840,000 円

（注）資本金等の額とは、「法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額から無償増減資等の額を加減した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。

※平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から「森林（もり）づくり県民税」が加算されています。（P 11、12 参照）

◎ 法人税割

区分	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
税率	法人税額（個別帰属法人税額(注)）× 1 %

（注）個別帰属法人税額とは、法人の連結納税承認を受けた法人のグループにおいて、各法人に帰属する法人税の負担額として帰せられる全額をいいます。（令和 4 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度に限りです。）

令和元年 10 月 1 日からの消費税率の引き上げにあわせ、法人税割の税率の 1 %への引き下げと地方法人税（国税）の税率引き上げが行われました。

申告と納税

法人等が申告と同時に納めます。申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 （事業年度（通算親法人事業年度）が 6 か月を超え、法人税の中間申告額が 10 万円を超える法人）	（1）予定申告	$\frac{\text{前事業年度（前通算親法人事業年度）の法人税割額} \times 6}{\text{前事業年度（前通算親法人事業年度）の月数}} + \text{均等割額}$	事業年度（通算親法人事業年度）開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
	（2）仮決算に基づく中間申告	法人税額（国税）× 税率 + 均等割額	
確定申告 （以下の(ア)に該当するものを除きます。） ※H22.10.1 以降に解散した法人の申告を含む。		（法人税額×税率+均等割額）－ 中間納付額	事業年度（通算親法人事業年度）終了の日の翌日から 2 か月以内 ※会計監査人の監査を受けることなどの理由によって、決算が確定しない法人にあっては 3 か月（4 か月）以内 ※残余財産確定の翌日から 1 か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課税されないもの（ア）		均等割額	4 月 30 日

（備考） 2 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税することになります。

市町村税の紹介法人市（町）民税

市町村税の一つで、税のしくみや納税の方法は法人県民税と同じですが、税率が異なります。

納める人

▶市町村内に事務所・事業所がある法人（※）…均等割と法人税割

▶市町村内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人（※）…均等割

※法人県民税の「納める人」の（注）を参照してください。

◎均等割

法人等の区分	従業員数の合計数	税率
・公共法人及び公益法人等 ・人格のない社団等（法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うもの） ・非営利型法人に該当するものを除く一般社団法人及び一般財団法人 ・資本金の額又は出資金の額を有しない法人		50,000 円
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
	50 人超	120,000 円
" 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
	50 人超	150,000 円
" 1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
	50 人超	400,000 円
" 10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
	50 人超	1,750,000 円
" 50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円
	50 人超	3,000,000 円

◎法人税割

区分	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
税率	法人税額（個別帰属法人税額）× 6 %

（注）令和元年 10 月 1 日からの消費税率の引き上げにあわせ、法人税割の税率の 6 %への引き下げが行われました。

※法人県民税の「納める額」◎法人税割の（注）を参照してください。

県民税利子割

納める人

県内の金融機関等から利子等の支払いを受ける個人がその金融機関等を通じて納めます。

納める額

利子等の額 × $\frac{5}{100}$

※別途、所得税として利子等の額×15.315%
(復興特別所得税を含む)が課税されます。

◎非課税制度

対象者等	対象貯蓄	非課税限度額
●遺族基礎年金を受けている妻 ●寡婦年金受給者 ●身体障害者	少額預金（マル優）	350 万円
	少額公債（特別マル優）	350 万円
	財産形成住宅貯蓄	550 万円
勤労者	財産形成年金貯蓄	

申告と納税

金融機関等が利子等の支払いをするときに、支払いを受ける人から徴収（特別徴収といいます。）し、翌月の 10 日までに申告し、納税します。

◎都道府県間の清算

県民税利子割は、個人に係る所得の金額に相当する金額として算定した額によりあん分して各都道府県間で清算します。

◎市町への交付

清算後の県民税利子割に相当する金額の 5 分の 3 は、個人の県民税の額を基礎として計算した額によりあん分して県内の市町に交付されます。

県民税配当割

納める人

県内に住所があり、一定の配当等の支払いを受ける個人が、配当等の支払をする株式会社等を通じて納めます。

納める額

一定の上場株式等の配当等の額 $\times \frac{5}{100}$

課税対象※	税 率
上場株式等の配当等（大口以外） 公募株式投資信託の配当等 特定投資法人の投資口の配当等 特定公社債等の利子等	県民税：5 % 所得税：15.315% 計：20.315% (復興特別所得税を含む)

申告と納税

株式会社等が特定配当等の支払いをするときに、支払いを受ける人から徴収し、翌月の10日（※）までに申告し、納税します。

※源泉徴収選択口座内配当については、翌年の1月10日までとなります。

◎市町への交付

県に納められた県民税配当割から事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住所があり、源泉徴収口座における株式等譲渡所得等の支払いを受ける個人が、源泉徴収口座を開設した証券会社等を通じて納めます。

納める額

源泉徴収口座における株式等譲渡所得等の額 $\times \frac{5}{100}$

課税対象※	税 率
上場株式等の譲渡益 (源泉徴収口座を利用)	県民税：5 % 所得税：15.315% 計：20.315% (復興特別所得税を含む)

申告と納税

証券会社等が株式等譲渡所得等の支払いをするときに、支払いを受ける人から徴収し、翌年の1月10日までに申告し、納税します。

◎市町への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割から事務費を控除した額の5分の3に相当する金額が市町に交付されます。

（事業税について）

事業を営む人は、事業に関して道路などの各種の公共施設を利用したり、さまざまな行政サービスを受けています。そこで、その経費の一部を負担していただく、という趣旨で設けられているものが事業税です。
事業税には、個人事業税と法人事業税があります。

個人事業税

納める人

県内に事務所又は事業所があり、下記の事業を行う個人です。

納める額

所得金額×税率

事業の区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、運送業、運送取扱業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、問屋業、遊技場業など	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものを除く。)	4%
第3種事業	医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理容業、クリーニング業など	5%
	あんま・マッサージ・はり・きゅう等の事業(両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下の視力障害のある者が行うものを除く。)、装蹄師業	3%

◎控除など

事業主控除(年290万円)、損失の繰越控除、被災事業用資産の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除などがあります。

申告と納税

◎申告

＜申告の時期＞

2月16日から3月15日まで

※年の途中で事業を廃止した場合は、事業の廃止の日から1か月以内(本人の死亡により事業を廃止した場合は4か月以内)に、財務事務所に申告書を提出しなければなりません。

＜申告の場所＞

財務事務所

※所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した場合は、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

◎納税

財務事務所から送付される通知書(納付書)により納付します。(納期が土日の場合は、次の月曜日が納期限になります。)

納期	区分	納税の時期
	第1期	8月16日から8月31日まで
	第2期	11月16日から11月30日まで

納税は、口座振替、コンビニ、クレジットカードやスマートフォン決済アプリが利用できます。

くわしくはP39、40をご覧ください。

法人事業税

納める人

県内に事務所・事業所があり、事業を行っている法人（注）

（注）法人でない社団又は財団で収益事業を行っているものを含みます。

納める額

（単位：％）

課税標準区分		法人区分	所得等区分	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始し、令和6年3月31日までに終了する事業年度	令和6年4月1日から令和11年3月31日までに終了する事業年度
				税率（注1）	税率（注1）	税率（注1）	税率（注1）
所得等課税法人	下のいずれの欄にも該当しない法人	外形標準課税対象法人（注2）	付加価値額	1.26（－）	1.26（－）	1.26（－）	1.26（1.2）
			資本金等の額（※）	0.525（－）	0.525（－）	0.525（－）	0.525（0.5）
			所得	年400万円以下の所得	0.495（－）	1.18（－）	1.18（1.0）
				年400万円超800万円以下の所得	0.835（－）		
				年800万円超の所得及び清算所得（注3）	1.18（－）		
		特別法人	年400万円以下の所得	3.75（3.5）	3.75（3.5）	3.75（3.5）	3.75（3.5）
			年400万円超の所得及び清算所得（注3）	5.23（4.9）	5.23（4.9）	5.23（4.9）	5.23（4.9）
		その他の法人	年400万円以下の所得	3.75（3.5）	3.75（3.5）	3.75（3.5）	3.75（3.5）
			年400万円超800万円以下の所得	5.665（5.3）	5.665（5.3）	5.665（5.3）	5.665（5.3）
			年800万円超の所得及び清算所得（注3）	7.48（7.0）	7.48（7.0）	7.48（7.0）	7.48（7.0）
収入金額等課税法人	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所を持つ法人	外形標準課税対象法人	付加価値額	1.26（－）	1.26（－）	1.26（－）	1.26（1.2）
			資本金等の額	0.525（－）	0.525（－）	0.525（－）	0.525（0.5）
			所得及び清算所得（注3）	1.18（－）	1.18（－）	1.18（－）	1.18（1.0）
		特別法人	所得及び清算所得（注3）	5.23（4.9）	5.23（4.9）	5.23（4.9）	5.23（4.9）
		その他の法人	所得及び清算所得（注3）	7.48（7.0）	7.48（7.0）	7.48（7.0）	7.48（7.0）
		特定ガス供給業を行う法人（注4）	収入金額	－	－	0.545（0.48）	0.519（0.48）
			付加価値額	－	－	0.77（－）	0.8085（0.77）
			資本金等の額	－	－	0.32（－）	0.336（0.32）
			電気供給業（以下の事業を除く）、ガス導管事業（注5）、保険業	収入金額	1.065（1.0）	1.065（1.0）	1.065（1.0）
			電気供給業のうち小売電気事業、発電事業、特定卸供給事業（注6）	収入金額	1.065（1.0）	0.815（－）	0.815（－）
		外形標準課税対象法人	付加価値額	－	0.37（－）	0.37（－）	0.3885（0.37）
			資本金等の額	－	0.15（－）	0.15（－）	0.1575（0.15）
			収入金額	1.065（1.0）	0.815（0.75）	0.815（0.75）	0.8025（0.75）
		その他の法人	所得金額	－	1.85（1.85）	1.85（1.85）	1.9425（1.85）

※ 法人県民税の「納める額」◎均等割の（注）を参照してください。

（注1）税率（ ）内は中小法人等に適用される税率で、その法人の範囲は次のとおりです。

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）	かつ	所得等課税法人…所得が年3,000万円以下 収入金額等課税法人…収入金額年2億4,000万円以下
--	----	---

（注2）外形標準課税対象法人とは次の法人をいいます。

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※	公益法人等、特別法人、人格のない社団又は財団、投資法人等を除きます。
-------------------------	------------------------------------

※令和6年度税制改正により、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、外形標準課税の対象となる場合があります。

具体的な内容は静岡県税務課のホームページをご覧ください。

（注3）平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税が廃止され、通常の所得課税となります。

（注4）ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者のうち、同法に規定する「特別一般ガス事業者」の供給区域内において、同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用する法人をいいます。なお、ガス導管事業部分は収入金額により課税されます。

（注5）ガス事業法第2条第6項に規定する「一般ガス導管事業」又は同第7項に規定する「特定ガス導管事業」をいいます。

（注6）令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割の税率が引き下げられるとともに外形標準課税又は所得課税を加えた課税方式の改正が行われました。

（小売電気事業、発電事業及び特定卸供給事業以外の電気供給業については、引き続き、収入金額のみが課税標準となります。）

（法人事業税の超過課税について）

南海トラフの巨大地震から県民の皆さまの生命・財産を守り、発災後の企業の経済活動を含めた速やかな復興を図るためには、防潮堤等の津波防御施設の整備や橋梁の耐震対策、緊急輸送路の整備などを行う必要があります。その財源に充てるため、法人事業税の超過課税を実施しています。

法人が申告と同時に納めます。申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 事業年度が6か月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人	(1) 予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく 中間申告	仮決算の所得等金額（収入金額）× 税率 ※予定申告に係る事業税額を超えない場合に限る	
確定申告 ※H22.10.1以降に解散した法人の申告を含む。		所得等金額 × 税率 - 中間納付額 (所得等金額：個別所得金額等・収入金額)	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 ※会計監査人の監査を受けることなどの理由に よって決算が確定しない法人にあっては 3か月（4か月）以内 ※残余財産確定の日の翌日から1か月以内

備考 ア 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類により下の表を基準にして関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納税することになります。

イ 申告と納税などは、法人の県民税と合わせて行っていただきます。

ウ 外形標準課税法人と収入金額課税法人については、法人税の金額にかかわらず中間申告を行う必要があります。

分割基準表

事業種目		分割基準	分割基準の数値
製造業		従業者の数	事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者の数を1.5倍)
非製造業		従業者の数及び 事務所等の数	課税標準の1/2：事業年度に属する各月の末日現在における事務所数を合計した数値 課税標準の1/2：事業年度終了の日現在の事務所等の従業者の数
電気供給業	小売電気事業	事務所等の数	課税標準の3/4：事業年度終了の日現在の発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電圧66キロボルト以上の電線路の電力の容量 課税標準の1/4：事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産の価額
	送配電事業	電線路の電力容量及び 固定資産の価額	課税標準の3/4：事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事業年度終了の日現在の事務所等の固定資産の価額
	発電事業・ 特定卸供給事業	固定資産の価額	事業年度終了の日現在における貸借対照表に記載されている有形固定資産の価額
倉庫業・ガス供給業			事業年度終了の日現在における貸借対照表に記載されている有形固定資産の価額
鉄道・軌道事業		軌道の延長 キロメートル数	事業年度終了の日現在における軌道の単線換算キロメートル数

◎市町への交付

県に納められた法人事業税額から超過課税分を控除した額の7.7%に相当する金額は、市町に交付されます。

特別法人事業税

○ 令和元年10月1日からの消費税率の引き上げにあわせ、地方法人特別税が廃止され特別法人事業税（国税）が創設されました。

納める人

法人事業税（所得割又は収入割）を納める法人です。

納める額

標準税率により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額に税率を乗じた金額です。

法人区分		令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する 事業年度
所得金額 課税法人	外形標準課税法人	260.0%	260.0%	260.0%
	特別法人	34.5%	34.5%	34.5%
	その他の法人	37.0%	37.0%	37.0%
収入金額 課税法人	小売電気事業、発電事業 及び特定卸供給事業	-	40.0%	40.0%
	特定ガス供給業を行う法人	-	-	62.5%
	その他の法人	30.0%	30.0%	30.0%

法人事業税と合わせて、県に申告して納めます。

地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実などのため創設されたもので、平成9年4月1日から施行されました。商品やサービスの提供（国内取引）や輸入取引にかかる税で、国内取引にかかるものを「譲渡割」、輸入取引にかかるものを「貨物割」といいます。なお、平成26年4月1日からの税率引き上げによる引き上げ相当分については、全額社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

納める人

最終的な税の負担者は消費者ですが、実際に申告をして納める人は、国内取引については、商品やサービスの提供を行った事業者の方です。また、輸入取引については、課税貨物を引き取る方です。

納める額

消費税額（国税）の $\frac{22}{78}$ （消費税率に換算すると2.2%相当額）

申告と納税

◎非課税

国の消費税が課税されない取引の場合には、地方消費税も課税されません。

◎申告と納税

申告と納税は、商品やサービスの提供を行った事業者の方が、住所又は本店所在の都道府県に行うのが本来ですが、事業者の方の事務負担の軽減のため、当分の間、国の消費税と合わせて国（税務署）に対して行っていただきます。また、輸入取引にかかる地方消費税についても、国の消費税と合わせて国（税関）に対して行っていただきます。

その後、国から都道府県に地方消費税が払い込まれます。

※国の消費税は次のとおりです。

▶確定申告

個人事業者は、課税期間（1/1～12/31）の翌年3月末日までに確定申告し納付します。

法人は、課税期間（事業年度）の末日の翌日から2か月以内に確定申告し納付します。

注）法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から、申告期限を1月延長する特例の適用を受けることができます。

▶中間申告

直前の課税期間（1年分）の確定税額が、48万円を超え400万円以下の事業者は年1回、400万円を超え4,800万円以下の事業者は年3回、4,800万円を超える事業者は年11回それぞれ中間申告をします。

◎都道府県間の清算

地方消費税は、消費に関連する指標により各都道府県間で清算し、消費地の都道府県の収入になります。

◎市町への交付

清算後の地方消費税に相当する金額の2分の1は、人口と従業者数（引き上げ相当分については人口のみ）によりあん分して県内の市町に交付されます。

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

消費税率	地方消費税率 (消費税率換算)	消費税・地方消費税を あわせた税負担率
7. 8 % (6. 2 4 %)	2. 2 % (1. 7 6 %)	1 0. 0 % (8. 0 %)

※（ ）内は軽減税率です。

軽減税率（8%）の対象品目	
飲食料品	飲食料品とは、<u>食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）</u>をいいます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新 聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まりました。

インボイス制度に関するお問い合わせ先
1 インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。 インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター） ・ 0 1 2 0 - 2 0 5 - 5 5 3（無料） ・【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日及び年末年始を除く） ※軽減税率制度についての一般的なご質問やご相談も受け付けています。 2 インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。 ※消費税に関する一般的なご相談は「国税局電話相談センター」でお答えしています。最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を選択してください。 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）でご案内しています。

自動車税

自動車の所有に対して課税される財産税的性格のものですが、道路の使用に対する負担金という性格も持っています。

令和元年 10 月 1 日の消費税率引き上げにあわせ、同日以降に新車新規登録をする自家用乗用車の税率が引き下げられました。

納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（ただし、売主がその所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主）です。

納める額

主な車種の年税額は次のとおりです。また、新車を購入した場合は、その翌月から月割計算された金額になります。

※環境に優しい自動車（排気ガスがきれいで燃費が良い自動車）については、税負担が軽くなり、逆に環境への負担が大きい自動車（排出ガス性能が劣る特に古い自動車）については、税負担が重くなります（自動車税のグリーン化）。

区 分			自家用		営業用
			右記以外	R1.10.1 以降 新車新規登録	
乗 用 車	排気量	1,000cc 以下、電気自動車	29,500 円	25,000 円	7,500 円
		1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円	8,500 円
		1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円	9,500 円
		2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円	13,800 円
		2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円	15,700 円
		3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円	17,900 円
		3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円	20,500 円
		4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円	23,600 円
		4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円	27,200 円
		6,000cc 超	111,000 円	110,000 円	40,700 円
ト ラ ック	最大積載量が、5 トン以下のもの		8,000 円 ～25,500 円		6,500 円 ～18,500 円
	最大積載量が、5 トンを超え 8 トン以下のもの		30,000 円 ～40,500 円		22,000 円 ～29,500 円

自動車税のグリーン化

環境にやさしい自動車を普及させるために、自動車の排出ガスや燃費の環境への負担の程度に応じて、自動車税の税額を軽くしたり重くしたりするものです。

■税額が軽減される自動車

・令和8年度

令和7年4月1日～令和8年3月31日に新車新規登録された自動車				
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（排出ガス要件あり）、プラグインハイブリッド車			標準税率より概ね 75%軽減	
営業用乗用に限る	・ガソリン、LPG車 平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車 ・ディーゼル車 平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合車	かつ		
		かつ	令和12年度燃費基準90%達成 令和2年度燃費基準達成車	

・令和9年度

令和8年4月1日～令和9年3月31日に新車新規登録された自動車	
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（排出ガス要件あり）、プラグインハイブリッド車	標準税率より概ね 75%軽減

※新車新規登録された自動車についての軽減措置は、新車新規登録した翌年度のみの適用となります。

■税額が高くなる自動車

・令和8年度以降

ガソリン車 LPG車	平成25年3月31日以前に新車新規登録されたもの	バス・トラック	標準税率の概ね+10%
		上記以外	標準税率の概ね+15%
ディーゼル車	平成27年3月31日以前に新車新規登録されたもの	バス・トラック	標準税率の概ね+10%
		上記以外	標準税率の概ね+15%

・令和9年度以降

ガソリン車 LPG車	平成26年3月31日以前に新車新規登録されたもの	バス・トラック	標準税率の概ね+10%
		上記以外	標準税率の概ね+15%
ディーゼル車	平成28年3月31日以前に新車新規登録されたもの	バス・トラック	標準税率の概ね+10%
		上記以外	標準税率の概ね+15%

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。

■ 障害のある方に対する自動車税の減免

身体や精神に一定の障害がある人が所有する自動車で、本人が自ら運転する場合又は本人のために生計同一者や常時介護者が運転する場合で、減免要件に該当する場合は、申請（※）により減免されます。

※減免の申請先等

	申請先	申請期限
新車・中古車を新規登録する場合	運輸支局内の県税窓口	自動車の登録時
移転登録（名義変更）する場合		
既所有車の場合 （新たに減免要件に該当した場合）	管轄の財務事務所 （ P 45～48 参照）	納期限の 7 日前まで

1 減免対象となる障害の範囲

障害区分		身体障害者等本人が運転する場合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合
視覚障害		1 級・2 級・3 級・4 級の 1	
聴覚障害		2 級・3 級	
平衡機能障害		3 級	
音声機能障害		3 級（喉頭摘出に限る）	×
上肢機能障害		1 級・2 級	
下肢機能障害		1 級～6 級	1 級～3 級
体幹機能障害		1 級～3 級・5 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能障害	上肢	1 級・2 級	
	移動	1 級～6 級	1 級～3 級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ ぼうこう又は直腸機能障害		1 級・3 級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1 級～3 級	
肝臓機能障害		1 級～3 級	
知的障害者		障害程度が「重度（A）」	
精神障害者		1 級	

※戦傷病者手帳をお持ちの方は、管轄の財務事務所までお問い合わせください。（ P 45～48）
※上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号によるものです。

2 等級判定における令和 5 年度からの取扱い変更について

上肢機能障害や下肢機能障害等、同一部位に複数の障害を有する方に対する等級の判定について、部位の中で合算した後の等級により判定する取扱いに変更となりました。

3 総合等級判定による読み替えについて

各障害等級が障害者本人運転で減免対象となる方のうち、重複して障害をお持ちの方は、総合等級を各個別等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。

(例) 下肢機能障害 4 級 + 上肢機能障害 3 級 = 総合 2 級 ⇒ 下肢機能障害 2 級に読み替える。

↓

本人運転 可
生計同一運転 不可

↓

本人運転 不可
生計同一運転 不可

↓

本人運転 可
生計同一運転 可

4 減免上限額について

45,000 円（グリーン化税制対象車の場合は適用後の額）を上限額とします。

25

- ▶自動車を取得したときは、自動車税申告書を提出し、月割計算された金額を納めます。
- ▶自動車を廃車したときは、4月から廃車した月までの月割計算による金額に減額されます。
- ▶県内で登録されている自動車については、4月1日現在の自動車の所有者に対して管轄の財務事務所から送付される納税通知書によって、原則**5月31日までに納めます**。
- ▶納税は、口座振替やコンビニ、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ（PayPay、au PAY、楽天銀行アプリなど）等が利用できます。（P 39、40 参照）

自動車税Q & A

●自動車を手放した（下取りに出した、廃車した）のに納税通知書が届いたのですが…

自動車税の納税通知書は、運輸支局に登録されている名義人あてにお送りします。

自動車を売ったり、廃車した場合には、運輸支局で必ず移転・抹消の登録をしてください。

◆登録手続きについてのお問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
静岡運輸支局	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田 2 丁目 4 - 25	(050) 5540-2050
" 沼津自動車検査登録事務所	〒410-0312 沼津市原字古田 2480	(050) 5540-2051
" 浜松自動車検査登録事務所	〒435-0007 浜松市中央区流通元町 11-1	(050) 5540-2052

●納税通知書が届かないときは？

納税通知書は5月上旬に届くように発送します。届かなかったり、なくしてしまったときは、管轄の財務事務所にご連絡ください。（P 45～48 参照）

市町村税の紹介

軽自動車税

納める人

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者です。

納める額

標準税率は次のとおりですが、具体的には各市町の条例で定められています。

車種区分				標準税率（年額）		
				平成 26 年度 まで	平成 27 年度 から※	平成 28 年度 から
原動機付 自転車	ア 総排気量 50cc まで又は定格出力 0.6 kw まで （工を除く）			1,000 円	→	2,000 円
	イ 二輪のもので、総排気量 50cc 超～90cc まで 又は定格出力 0.6 kw 超～0.8 kw まで			1,200 円	→	2,000 円
	ウ 二輪のもので、総排気量 90cc 超～125cc まで 又は定格出力 0.8 kw 超			1,600 円	→	2,400 円
	エ 三輪以上のもので、総排気量 20cc 超 又は定格出力 0.25kw 超			2,500 円	→	3,700 円
軽自動車 及び 小型特殊 自動車	二輪のもので、総排気量 125cc 超～250cc まで（側車付を含む）			2,400 円	→	3,600 円
	三輪のもの			3,100 円	3,900 円	→
	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	→
			自家用	7,200 円	10,800 円	→
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	→
			自家用	4,000 円	5,000 円	→
二輪の 小型自動車	総排気量 250cc 超			4,000 円	→	6,000 円

※三輪以上の軽自動車については、平成 27 年 4 月 1 日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから適用（平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号の指定を受けたものについては平成 26 年度までの税率を適用）

申告と納税

軽自動車を取得したときは、軽自動車税申告書を提出します。

市町から送付される納税通知書により、それぞれの市町の条例で定める納期に納めます。

自動車税納税確認システム（愛称：FUJNKS）

静岡県に登録がある普通自動車について、納税証明書（車検用）の交付を受けなくても、車検（継続検査・構造変更）が受けられるか否かについて、パソコンやスマートフォンから 24 時間 365 日いつでも確認できるシステムです。

事前の申請等不要で、どなたでも御利用いただけます。



静岡県 自動車税納税確認システム

検索

照会方法	①有効な電話番号（10 桁又は 11 桁）を入力し、システムにアクセスします。 ②自動車の登録番号及び車台番号の下 4 桁で照会します（同時に 10 台まで検索可能）。
照会結果	・ 次のいずれかで結果が表示されます。 「○：納税証明書の提示を省略できます」 「×：住所地等を管轄する財務事務所へお問合せください」 「－：該当するデータがありません」 「－：登録番号と車台番号が一致しません」
注意事項	・ 照会対象は静岡県内ナンバーの普通自動車に限ります。 ・ 照会結果が「×」には他県からの転入車や納付状況未反映等の自動車が含まれます。 ・ 自動車税の納付後、システムに反映されるまで 2 週間程度かかる場合があります。

自動車税 AI チャットボット

AI を活用し、自動車税のお問い合わせについて、自動応答するシステムを導入しました。パソコンやスマートフォンから時間を問わず、24 時間 365 日問い合わせに対応しています。

自動車税について、わからないことがありましたら、ぜひ御利用ください。
※軽自動車税については、車検証等に記載された使用の本拠の位置となる市町の税務担当課へお問い合わせください。



静岡県 AI チャットボット

検索

利用方法	①初めに出てくる利用案内を確認し、質問したい内容を入力してください。 ②AI が質問内容を分析し、質問候補をいくつか表示し、知りたい質問を選択することで回答が表示されます。 知りたい質問がなければ「上記に存在しない」を選択することで、次の質問候補が提示されます。
------	--

いつでも対応！



24時間365日対応。
時間を気にせず、いつでも利用できます。

簡単アクセス！



スマホ・パソコンから
簡単アクセス！
アプリのインストール
は不要です。

AIが自動回答！



質問やキーワードを
入力するだけで、
関連する回答がすぐに
表示されます。

軽油引取税

軽油の引取りなどに対してその引取り等を行った者に課税されるもので、
軽油の代金に含まれています。

納める人

特約業者・元売業者から軽油を引き取ったときに、引き取った人が税額を負担し、
特約業者・元売業者を通じて軽油の消費地の都道府県に納めます。

この税金は、軽油代金に含まれていますので、軽油の消費者が負担することになります。

◎軽油に灯油やBDF（バイオディーゼル燃料）などを混ぜた混和軽油を製造したり、
重油・灯油などの炭化水素油を自動車の燃料として譲渡・消費する場合などは、
事前に管轄の財務事務所の承認が必要です。（P45～P48 参照）

また、この場合には、譲渡・消費した人が翌月の末日までに申告し、納税することになります。

◎特約業者及び元売業者以外の人が軽油の輸入をする場合は、輸入する人が輸入の時に申告し、納付することになります。

◎揮発油や軽油以外の自動車用燃料について、炭化水素油が含まれていることが確認されれば、その燃料を販売した販売店が、申告し、納付することになります。

納める額

軽油 1 リットルにつき 15 円

◎課税免除

▶石油化学製品を製造する者が、その原料の用途に供する軽油に加え、令和9年3月31日までの措置として、農業・林業用機械、船舶（公共用・事業用・交通用船舶に限る）の動力源に供する場合など、法令に定める特定の用途に供する軽油は、課税免除の手続を受けた場合に限り課税免除となります。

▶課税免除を受けるためには管轄の財務事務所で免税軽油使用者証の交付を受ける必要があり、免税軽油の引取り等に係る報告義務が課されます。

申告と税

特約業者・元売業者、混和軽油や重油・灯油などの炭化水素油を自動車の燃料として販売した販売店及び重油・灯油などの炭化水素油を自動車の燃料として消費した自動車保有者が、毎月分を翌月の末日までに申告し、納税します。

なお軽油を輸入する場合には、輸入を行った人が輸入の時に申告し、納税します。

◎政令指定都市（静岡市、浜松市）への交付

県に納められた軽油引取税の9/10の額に県と政令指定都市内の国道・県道の面積の割合を乗じて得た金額が政令指定都市に交付されます。

不正軽油

110番を
設置しています

トラックやダンプカーの燃料に灯油や重油を混ぜて使っているなどの情報がありましたらお寄せください。

電話 053-458-7150
(浜松財務事務所 間税課)

郵送 〒422-8601
静岡市葵区追手町 9-6 県税務課

E-mail zeimu@pref.shizuoka.lg.jp
(県税務課)

不動産取得税

土地を買ったり建物を建築したりした場合に、それを取得した人に対して、かかる税金です。

納める人

不動産（土地・家屋）を売買・贈与・交換・建築（新築・増築・改築）などで取得した人です。

納める額

（課税標準）
不動産の価格×税率

◎税率（特例税率）

不動産の取得日	土地・住宅用家屋	非住宅用家屋
平成 20 年 4 月 1 日～	3 %	4 %

※土地・住宅用家屋の税率は、令和 9 年 3 月 31 日の取得まで適用されます。

課税標準となる不動産の価格は、購入価額や建築費ではなく、県内各市町の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

新たに建築した家屋のように固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産の場合には、固定資産評価基準に基づき価格を算定します。

◎免税

▶課税標準となるべき額が次の金額未満の場合は、課税されません。

※令和 8 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合は、（ ）内の金額未満の場合

土地の取得…16 万円（10 万円）

家屋の取得（建築による取得以外）…34 万円（12 万円）

家屋の建築（新築・増築・改築）による取得…66 万円（23 万円）

◎宅地等に関する特例措置

宅地等の課税標準については、次のとおり特例措置が行われます。

取得の時期	課税標準
平成 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	宅地等価格の 2 分の 1

◎住宅用土地の減額（別荘用の土地は対象となりません。）

住宅用の土地を取得し、次の要件のいずれかに該当する場合は、減額措置を受けられます。

（管轄の財務事務所（P 45～48 参照）への減額の申告が必要です。）

適用される場合	減額される額
(1) 土地を取得した日から後3年(注1)の間にその土地の上に住宅(軽減措置を受けられる新築住宅に限る。)が新築された場合 (※土地を取得した人が住宅を新築するまで引き続き土地を所有している場合、又は、その土地を譲渡し、その土地を譲り受けた者によってその土地の上に住宅が新築された場合に限る。)	次のいずれか高い方の金額が土地の税額から減額されます。 ① 45,000 円 ② $\underbrace{(\text{土地 } 1\text{ m}^2\text{ 当たりの価格}) \times (\text{住宅の床面積の } 2\text{ 倍})}_{\text{最高 } 200\text{ m}^2} \times \frac{3}{100}$
(2) 土地を取得した人が、その日から前1年の間にその土地の上に住宅(軽減措置を受けられる新築住宅に限る。)を新築していた場合	
(3) 土地付きの未使用住宅(軽減措置を受けられる新築住宅に限る。)を、住宅が新築されてから1年以内に取得した場合	
(4) 土地を取得した日から前1年又は後1年の間に、その土地の上に自己居住用の未使用住宅又は中古住宅(軽減措置を受けられる住宅に限る。)を取得した場合(注2)	
	※平成8年1月1日から令和9年3月31日 までに取得した宅地等の価格については、 課税標準の特例措置後の価格

※(2)、(3)、(4)については、土地と住宅の名義が同一であることが必要です。

(注1) 100戸以上の共同住宅(それぞれの住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下であること(令和8年3月31日までに土地を取得した場合は、それぞれの住宅の床面積が50㎡(賃貸住宅は40㎡)以上240㎡以下であること))の新築であって、土地取得後3年以内の新築ができないことについて、やむを得ない事情があると認められる場合には、「土地を取得した日から後4年」となります。

(注2) 耐震基準に適合しない場合であっても、住宅を取得後6か月以内かつ自己が居住を開始する前に耐震改修を行い、耐震基準に適合していることが証明された場合は、その住宅の敷地である土地の税額が減額されます。(平成30年4月1日以降の取得に限りです。)

◎住宅(別荘を除く)に関する軽減

住宅控除(次の要件に該当する場合は、価格から控除額を差し引いた後の額が課税標準となります。)

	軽減措置を受けられる住宅	価格から控除される額	
新築住宅	床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅(注1)(特例適用住宅)を建築したり、未使用の特例適用住宅を購入した場合	1,200万円(注2)	
中古住宅	次の要件に該当する自己居住用の住宅(既存住宅)を平成17年4月1日以降に取得した場合 ① 面積が40㎡以上240㎡以下(注3) ② 昭和57年1月1日以降に新築されたもの又は昭和56年施行の新耐震基準に適合していることが建築士等により証明されているもの(注5)	新築年月日(注4)	控除される額
		昭和57.1.1～60.6.30	420万円
		昭和60.7.1～平成元.3.31	450万円
		平成元.4.1～平成9.3.31	1,000万円
		平成9.4.1～	1,200万円

(注1) 令和8年3月31日までに不動産を取得した場合は、床面積が50㎡(戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上240㎡以下

(注2) 認定長期優良住宅については1,300万円

(注3) 令和8年3月31日までに不動産を取得した場合は、面積が50㎡以上240㎡以下

(注4) 昭和56年以前の新築年月日の場合の控除額については、管轄の財務事務所まで、お問い合わせください。

(注5) 耐震基準に適合しない場合であっても、住宅を取得後6か月以内かつ自己が居住を開始する前に耐震改修を行い、耐震基準に適合していることが証明された場合は税額が減額されます。

申告と納税

- ▶ 不動産を取得した日から60日以内に不動産取得に係る申告書を提出しなければなりません(期間内に不動産登記の申請をした場合を除きます。)。また、税の軽減を受けるためには、申告書のほかにそれぞれの場合に応じた書類が必要です。(くわしくは管轄の財務事務所にお問い合わせください。)
- ▶ 管轄の財務事務所(P45～48 参照)から送付される納税通知書により定められた期限までに納めます。

固定資産税

本来は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡を図るための、法律で定める一定限度以上の償却資産に対して県が課税するものです。

納める人

一定限度額以上の償却資産の所有者です。

納める額

県内各市町が課する固定資産税の課税標準となるべき
価格を超える部分の価格の $\frac{1.4}{100}$

申告と納税

- ▶ 毎年1月1日現在の償却資産の所在、種類、数量などを1月31日までに申告します。
- ▶ 管轄の財務事務所から送付される納税通知書により、年4回（4月、7月、12月、2月）に分けて納めます。

市町村税の紹介 固定資産税

納める人

毎年1月1日現在で市町村内に固定資産（土地、家屋及び償却資産）を所有している人です。

※償却資産とは、事業のために使う機械や備品などで自動車等を除きます。

納める額

固定資産の価格（課税標準額）× $\frac{1.4}{100}$

申告と納税

市町村から送付される納税通知書により、各市町村の条例で定める納期（標準では4月、7月、12月、2月）に納めることになります。
償却資産を所有する人は、償却資産の状況を毎年1月31日までに申告していただきます。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用に対し、その利用者に課税されます。

納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

※納税義務者はゴルフ場の利用者ですが、ゴルフ場の経営者がゴルフ場の利用料金と併せて徴収し納めます。

納める額

次の表のとおり、ゴルフ場の施設の状況などにより区分され、利用するゴルフ場によって納める額が異なります。

ゴルフ場の区分		税率
1級	18ホール以上を有し、1ホール平均のコースの長さが200m以上のゴルフ場で、利用料金が18,000円以上のもの	1,200円
2級	18ホール以上を有し、1ホール平均のコースの長さが200m以上のゴルフ場で、利用料金が6,000円以上18,000円未満のもの	950円
3級	18ホール以上を有し、1ホール平均のコースの長さが200m以上のゴルフ場で、利用料金が6,000円未満のもの	800円
4級	18ホール以上を有し、1ホール平均のコースの長さが200m未満のゴルフ場及び18ホール未満のゴルフ場	450円

▶次の方が利用する場合は、非課税となります。

(対象者であることが証明された場合に限りしますので、ゴルフ場でそれを証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳など)を提示してください。)

- 18歳未満の方 ●70歳以上の方 ●身体や精神に一定の障害がある方
- 国民スポーツ大会に参加する選手

(国民スポーツ大会の競技又は公式練習での利用に限りします。)

- 学校の在学者など

(体育の授業や部活動など教育活動として利用する場合に限りします。)

- 国際競技大会に参加する選手

(国際競技大会の競技又は公式練習での利用に限りします。)

▶県内のゴルフ場を次の方が利用する場合は、税率が2分の1に軽減されます。

- 国民スポーツ大会等に準ずる競技会の出場選手

(競技や公式練習での利用に限りします。)

- 利用料金が一定以上軽減されているなどの要件を満たしているゴルフ場を早朝等に利用する方、一定のホール数以内で利用する方、コースの合計距離の半分以下で利用する方

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納税します。

◎市町への交付

県に納められたゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額は、ゴルフ場が所在する市町に交付されます。

鉱区税

鉱物を採掘する権利が与えられている鉱区に対して課税されるものです。

納める人

県内に石油、石炭、マンガンなどの鉱区を持っている鉱業権者です。

納める額

鉱区の種類		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごとに…年 200 円
	採掘鉱区	面積 100 アールごとに…年 400 円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長 1,000 メートルごとに…年 600 円
	その他のもの	面積 100 アールごとに…年 200 円

ただし、石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記の金額の $\frac{2}{3}$

申告と
納税

- ◎申告 鉱業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。
- ◎納税 管轄の財務事務所（P45～48 参照）から送付される納税通知書により
5月16日から5月31日まで に納めます。

狩猟税

狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録をするときにかかる税です。
狩猟税は鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

納める人

狩猟者の登録を受ける人です。

納める額

種 類		狩猟税
第一種銃猟免許（猟銃）に係る 狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割額を納める人	16,500 円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人	11,000 円
網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割額を納める人	8,200 円
	県民税の所得割額を納めなくてもよい人	5,500 円
第二種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500 円

※市町村長から任命された「対象鳥獣捕獲員」等が狩猟者登録する場合、課税免除となります。

※1年以内に、有害鳥獣等の許可捕獲をしたものが、狩猟者登録する場合には、上表の「狩猟税」が1/2となります。

申告と
納税

申告の必要はありませんが、狩猟者の登録を受けるときに県が発行する納税証紙により納めます。

県たばこ税

たばこの製造業者や輸入業者などが県内の小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、たばこの代金に含まれています。

納める人

日本たばこ産業（株）、卸売販売業者などです。

納める額

売渡し、消費等をしたたばこの本数

1,000 本につき、以下のとおり

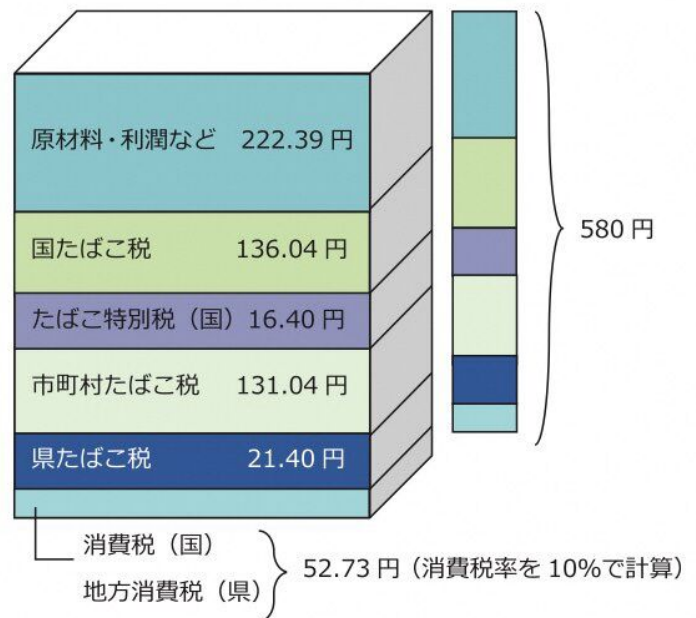
期 間	県たばこ税
令和 3 年 10 月 1 日～	1,070 円

たばこ税の内訳（1,000 本当たり）
（令和 8 年 4 月 1 日現在）

国 税	7,622 円
県 税	1,070 円
市町村税	6,552 円
計	15,244 円

※国税には、たばこ特別税 820 円を含みます。

定価 580 円の紙巻きたばこ（20 本入り）に
県たばこ税は約 21 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）



申告と納税

当月分を翌月末日までに申告し、納税します。

核燃料税

浜岡原子力発電所の立地に伴う周辺地域の財政需要に対応するため、昭和55年度から法定外普通税として核燃料税を導入しています。
現在、静岡県核燃料税条例（5年ごとに更新）により課税しています。

納める人

発電用原子炉の設置者です。

納める額

価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の8.5/100

出力割：発電用原子炉の熱出力 29,500 円/1千キロワット/3ヶ月

※現在、浜岡原子力発電所は停止中ですが、停止中でも課税される出力割により、各種の事業に必要な財源の一部をまかなっています。

申告と
納税

四半期ごとに申告し、納税します。

●これまでの実績

更新期	課税期間	税率	税収
第1期	昭和 55 年 4 月 1 日～昭和 60 年 3 月 31 日	5 %	27 億 3,640 万円
第2期	昭和 60 年 4 月 1 日～平成 2 年 3 月 31 日	7 %	80 億 3,955 万円
第3期	平成 2 年 4 月 1 日～平成 7 年 3 月 31 日		79 億 7,272 万円
第4期	平成 7 年 4 月 1 日～平成 12 年 3 月 31 日		71 億 7,911 万円
第5期	平成 12 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日		38 億 9,873 万円
第6期	平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	10%	62 億 5,434 万円
第7期	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	13%	11 億 2,578 万円
第8期	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	価額割 8.5 % 出力割 29,500 円/千 キロワット/3ヶ月	58 億 9,198 万円
第9期	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日		62 億 208 万円 (令和 2～6 年度)
第10期	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日		12 億 4,042 万円 (令和 7 年度)

●税の使いみち

核燃料税は、環境放射線監視センターの運営や避難路となる幹線道路の整備などの原子力安全対策、温水利用研究センターの運営や農道整備など農林漁業の振興を図る生業安定対策、海岸保全や河川整備など安全安心に生活できるための民生安定対策として、地域の安全と振興を図るための事業に活用されています。

原子力安全対策



【静岡県環境放射線監視センター（牧之原市）】
原子力発電所の周辺環境の安全確保のため、常時測定している放射線のデータを収集・分析し、周辺環境を監視しています。



【国道 150 号（御前崎市）】
非常時に地域の方々が円滑に避難できるよう、道路を整備しています。

生業安定対策



【静岡県温水利用研究センター（御前崎市）】
魚介類の放流用種苗の生産・供給を行い水産業の振興を図っています。

民生安定対策



【坂口谷川（牧之原市）】
津波から地域の方々の生命や財産を守るため、水門等を整備しています。

延滞金・加算金

延滞金

税金を納期限までに納めないときに加算して納付しなければなりません。

- ①納期限（③の場合は延長された納期限）の翌日から1か月を経過する日まで…年 7.3%
- ②その後の納税の日まで…年 14.6%
- ③法人の県民税及び事業税について、納期限の延長があった場合の本来の納期限の翌日から延長された納期限まで…年 7.3%

令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間に対応する延滞金については、暫定的な特例措置として下記の割合で計算されます。

上記①年 7.3%→年 2.8%（延滞金特例基準割合（※1）+1%）

上記②年 14.6%→年 9.1%（延滞金特例基準割合（※1）+7.3%）

上記③年 7.3%→年 1.3%（平均貸付割合（※2）+0.5%）

※1 平均貸付割合（※2）に、年1%の割合を加算した割合

※2 各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合

加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、核燃料税について、次の加算金がかかる場合があります。

過少申告加算金	期限内に申告した場合で、その申告額が少なかったため、後日増額の申告をしたり、又は増額の更正を受けた場合 増差税額の10% 増差税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれか多い額を超える場合は、その超える部分の税額の5%を加算
不申告加算金	期限後に申告した場合や申告しなかった場合 納める税額が50万円以下の場合…納める税額の15%（※） 納める税額が50万円を超える場合…超える部分の税額の5%を加算 ※期限後に自発的に申告した場合は、納める税額の5% ※過去5年以内に同一税目で不申告加算金又は重加算金を徴収された場合は、納める税額の10%を加算（平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用）
重加算金	二重帳簿などによって、仮装、隠ぺいし、故意に税を免れた場合 申告期限内に申告している場合…増差税額の35% 申告期限内に申告していない場合…増差税額の40% ※過去5年以内に同一税目で不申告加算金又は重加算金を徴収された場合は、納める税額の10%を加算（平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものに適用）

申告と納税は
正しくね！

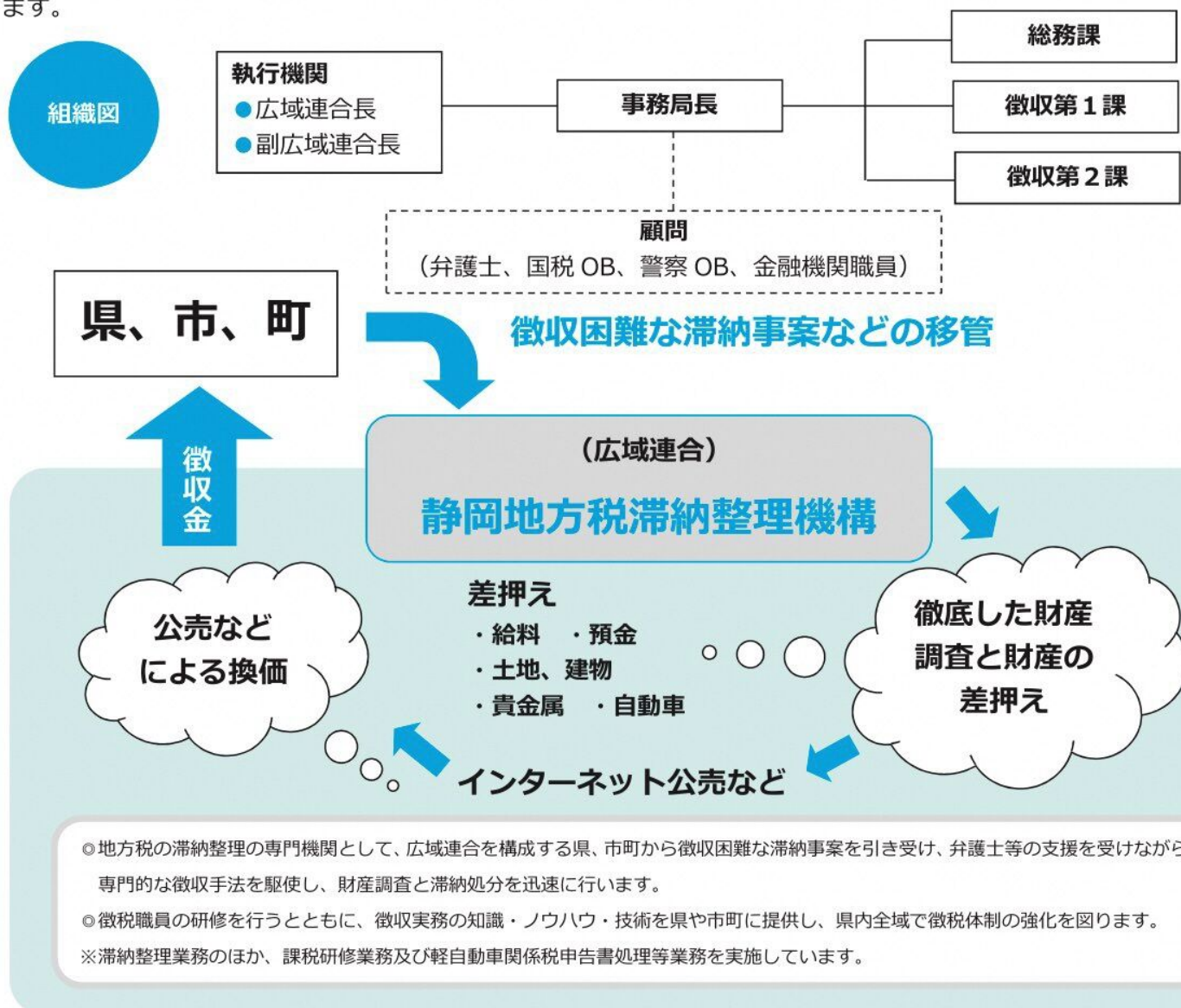


滞納整理の専門機関 静岡地方税滞納整理機構

納期限を守って納税している大多数の県民の目線に立って、しっかり徴収して、税における公平性を確保します。

静岡地方税滞納整理機構は、静岡県と県内全ての市町が協力して設立した、地方税の高額滞納者など徴収が難しい滞納事案を専門的に取り扱う広域連合です。

税の公平性を確保するため、県・市町から移管された滞納に対し、徹底した財産調査、差押え、公売を行っています。



※広域連合とは、地方自治法の規定に基づき、県や市町が事務を共同して実施するために設立される組織で、県や市町と同様の地方公共団体です。

【お問い合わせ先】 静岡地方税滞納整理機構

〒426-0061 藤枝市田沼3丁目20番20号

電話 054-639-5241

業務の概要やインターネット公売のご案内などは、静岡地方税滞納整理機構のホームページ (<https://www.shizu-zei-kikou.jp/>) で紹介しています。

税の便利情報 (納税者のための制度)

更正の請求

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、核燃料税については、申告書を提出した後、税額が多すぎたことを発見したときは、法定納期限から5年以内の期間、その税額を減額するよう管轄の財務事務所へ請求することができます。(P45~48 参照)

不服の申立て

県税についての課税、徴収などの処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(期間の特例が規定されているものを除く。)に県知事へ「審査請求」することができます。

(審査請求書は、なるべく処分をした財務事務所長を経由して提出してください。)

納税の猶予

次の場合に納税が困難となったときは、1年以内(事情によっては最高2年まで)の期間に限り、納税が猶予されます。(管轄の財務事務所へ申請してください。)

- 本人の財産が災害や盗難にあったとき
- 本人や家族が病気や負傷をしたとき
- 事業に著しい損失を受けたときか、廃業や休業をしたとき
- 以上と同じような事情のとき

換価の猶予

次の要件の全てに該当する場合には、財産の換価(売却)や差押えが猶予されます。

(納期限から6か月以内に、管轄の財務事務所へ申請してください。)

- 県税を納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあること
- 納税について誠実な意思を有すると認められること
- 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと
- 原則として、換価の猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること

納期限 などの延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、その災害などがやんだ日から2か月以内に限り、申告期限又は納期限が延長されます。

(知事が地域、期日を指定する場合以外は、管轄の財務事務所へ申請してください。)

災害などに よる減免

個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、固定資産税、狩猟税について、天災などにより損害を受けたときは、その損害の程度により減免されます。(管轄の財務事務所へ申請してください。)

また、個人県民税については、市(町)民税と同じ扱いとなりますので市(町)民税を納める市町へ申請してください。

口座振替

個人事業税・自動車税は、口座振替で納税を

個人事業税と自動車税の納税には、納税者が指定した金融機関(静岡県の公金を取り扱う金融機関に限る)の預貯金口座から振り替える方法があります。

この制度を利用すれば、納税のために金融機関などへ出向く必要もなく、また、うっかり納付を忘れて延滞金を徴収されるという心配もなく、たいへん便利です。

手続は簡単です！たいへん便利な口座振替をぜひご利用ください。

- 県の公金を取り扱う金融機関に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入して、窓口に出してください。
- 預貯金通帳が必要ですので、お忘れなくお持ちください。
- 自動車税の場合には、現在所有している自動車のうち1台の登録番号をお書きいただきますので、メモをしてお持ちください。

※口座振替を取りやめて他の納付方法に変更する場合は、金融機関に口座振替解約届の提出が必要です。

コンビニ納付

バーコード付きの納付書は、コンビニエンスストアなどでも納付できます。

取り扱いのできるコンビニエンスストアなど：セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK 設置店 ※1

スマートフォン決済 アプリによる納付

e L-Q Rに対応するスマートフォン決済アプリでも納付できます。

スマートフォン決済アプリを開き、納付書の表面下に印字されたe L-Q R（地方税統一QRコード）を読み込んで、納付手続を行ってください。対応するアプリの種類は、「地方税お支払サイト」から御確認ください。地方税お支払サイト検索 ※2 ※3

クレジットカード による納付

パソコンやスマートフォンを利用して、クレジットカードによる納付ができます。

パソコンやスマートフォンで「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印字されたe L-Q R（地方税統一QRコード）又はe L 番号（納付書番号）を用いて納付手続を行ってください。なお、税額の他に決済手数料がかかります。地方税お支払サイト検索 ※2 ※3

ネットバンキング・ ATMでの納付

ATMやパソコン、携帯電話からも納付できます。



マークのある納付書は、県の公金を取り扱う金融機関のページ対応 ATM やインターネットバンキング、モバイルバンキングからも納付ができます。 ※2

<参照> <https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/nofu/1011849.html>

- ※1 取扱期限の過ぎたものは、納付できません。
- ※2 領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関等の窓口で納付してください。
- ※3 コンビニエンスストア店頭、金融機関窓口、各財務事務所では取り扱いません。

県税の 納税証明書

納税証明書には、各県税の納税証明書と自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）があります。

各県税の納税証明書

納税の有無、税額等、納税に関する一定の事項を証明するものです。

請求窓口	各財務事務所管理課
請求の際に必要なもの	●代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書 ●窓口に来られる方の確認ができる書類 (マイナンバーカード、運転免許証、保険証(※)、パスポート等官公署発行のもの) ●納税証明書の請求日前 15 日以内に納税された場合は領収証書
交付手数料	納税証明書 1 通につき 400 円

※ 令和7年12月2日以降は「資格確認書」が必要になります。

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

平成27年4月から車検（継続検査、構造等変更検査）時における納税証明書の提示が省略できるようになりました。ただし、納付後すぐに車検を受けたい方は、納税証明書の提示が必要となります。自動車税納税通知書にはこの納税証明書が添付されており、金融機関やコンビニエンスストアで期限内に納税されると、納税証明書にも領収印が押印され、納税証明書として使用できます。なお、この納税証明書は、車検のとき以外には使用できません。

請求窓口	●各財務事務所自動車税担当課
請求の際に必要なもの	●自動車検査証 ●納税証明書の請求日前 15 日以内に納税された場合は領収証書
交付手数料	無料（継続検査・構造等変更検査用以外は、1 通につき 400 円）

また、令和7年7月から、車検が受けられるかどうかをインターネット上で確認できるサービス「FUJNKS（フジックス）」を開始しました。詳しくは県ホームページをご覧ください。

FUJNKS 検索

税の便利情報 (県税の電子申告)

地方税ポータルシステム (eLTAX : エルタックス)

県税の電子申告とは？

従来、申告書（書面）の提出により行われていた地方税の申告手続きを、インターネットを利用して行うものです。

申告手続き負担の軽減による納税者の利便性の向上と税務行政の効率化を図ることを目的としています。

手続きは、地方公共団体が共同で運営する地方税ポータルシステム（eLTAX : エルタックス）を利用して行います。

なお、事業年度開始時に資本金の額等が 1 億円を超える大法人は、2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の申告から、法人事業税等の電子申告が義務化されています。

エルタックスでできること

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、利子割、配当割又は株式等譲渡所得割、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税等の申告・申請・届出・納付の手続きが可能です。

電子申告のメリット

- 申告書を窓口を持参したり、郵送したりする必要がなく、自宅やオフィスなどから、インターネットで簡単に申告できます。
- 複数の都道府県、市町村への申告の受付窓口が一元化されます。
- データチェック機能により、入力及び計算等の誤りが防止できます。
- エルタックスに対応する民間の税務・会計ソフトで作成したデータを利用できます。

電子申告の利用方法

公的個人認証局（マイナンバーカードに格納されたもの）、商業登記認証局、日本税理士会連合会認証局、特定の民間認証局が発行した電子証明書が必要です。

また、電子証明書が IC カードに格納されている場合は、別途 IC カードリーダーなどが必要になります。

※税理士関与の電子申告の場合は、納税者本人の電子証明書は省略できます。

なお、詳しい情報や利用方法については、エルタックスのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧いただくか、エルタックスヘルプデスク (電話：0570-081459) にお問い合わせください。

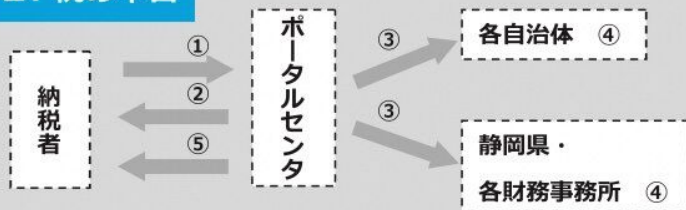
基本的な電子申告の流れ

I. 利用届出



- ① 電子署名を用いて、電子申告システム（eLTAX）の利用届出を送信
- ② 即時通知の送信（利用者 ID・仮暗証番号をホームページ上で表示）
- ③ 到達した利用届出データを自治体（静岡県）に送信
- ④ 本人確認終了を通知
- ⑤ 「手続き完了通知」メールを送信

II. 税の申告



- ① 利用者 ID 及び電子署名を用いて、申告書データを送信
- ② 即時通知の送信
- ③ ポータルセンタにおいて到達した申告データをチェックし、提出先自治体に振り分けて送信
- ④ 財務事務所において申告書審査
- ⑤ ポータルセンタ内のメッセージボックスにアクセスし、審査結果を確認

自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）システム

ワンストップサービス

OSS
システムとは？

自動車を保有するためには、各種申請や税金・手数料の納付などの手続きが必要です。
こうした手続きをオンラインで一括して行うことを可能としたのが、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）システム」です。
このサービスを利用すると、申請のために各行政機関の窓口に出向く必要がなくなり、パソコンを使ってインターネット上で手続きを行うことができます。

OSS システム
でできること

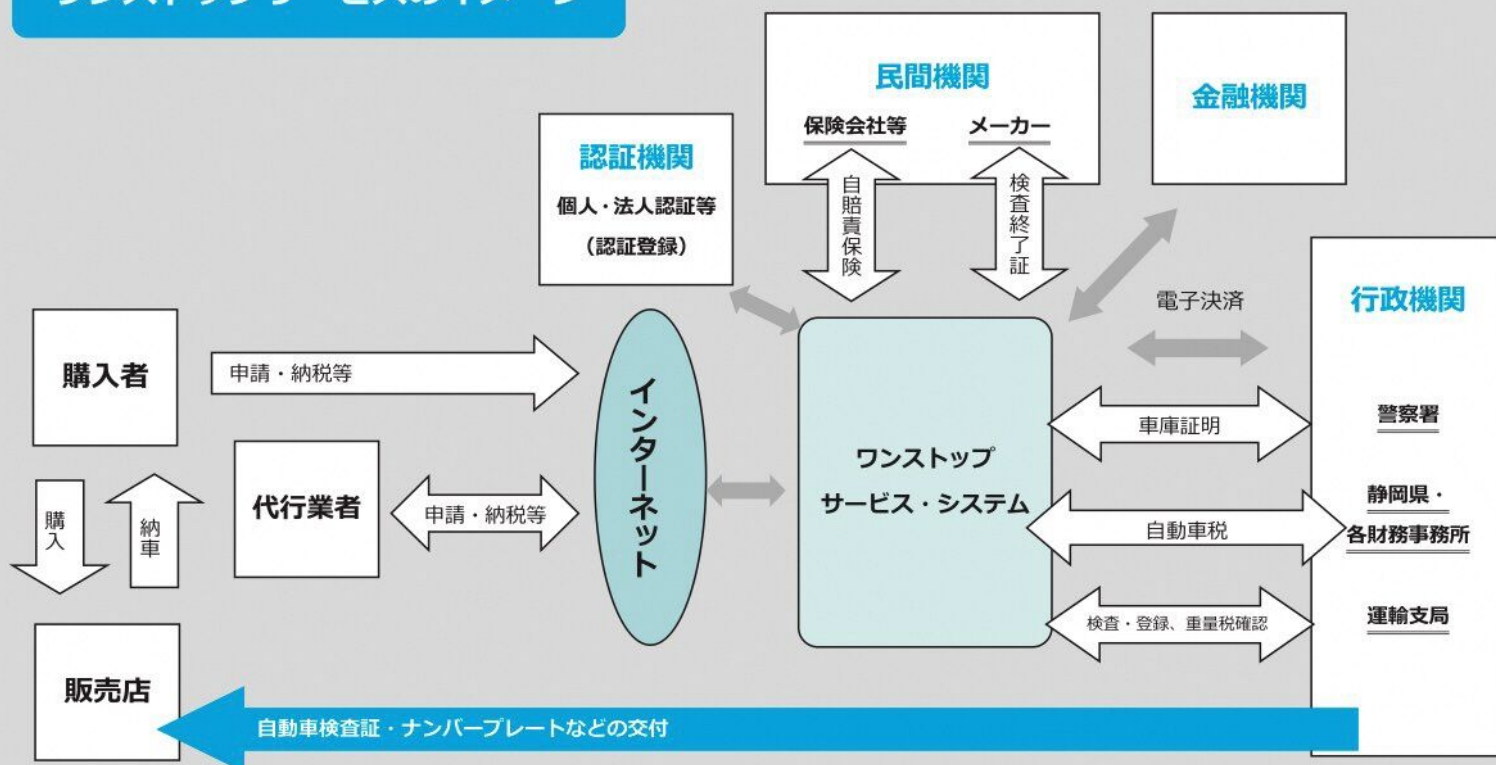
自動車の購入、転居等に伴う

- ◇警察署で行う「自動車保管場所証明の申請」
- ◇運輸支局等で行う「自動車の検査・登録・抹消の申請」
- ◇財務事務所で行う「自動車税の申告・納付」

OSS システム
を利用するには

- ◇個人の場合は『公的個人認証局が発行した電子証明書（マイナンバーカードに格納されたもの）』、法人の場合は、『商業登記認証局が発行した電子証明書』が必要です。インターネットでの電子納付にはインターネットバンキングが使えることが必要です。
- ◇電子証明書がなくても、委任状と印鑑証明書で、自販連（社）日本自動車販売協会連合会）または行政書士による代行申請が行えます。サービスの代行の依頼については、自動車販売店にご相談ください。
- ◇サービスの詳しい内容や利用方法については、『OSSのホームページ（<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>）』をご覧ください。

ワンストップサービスのイメージ



税の便利情報 (その他)

県税を 納めるところ

- ▶ 県内の各銀行、県内のみずほ信託銀行及びりそな銀行(e L-Q R納付書のみ)、信用金庫、労働金庫及び農業協同組合のうち県公金収納店、県信連、県内の東日本信漁連
- ▶ 県内に本店がある各銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行及び三井住友銀行の県外支店(インターネット支店を含む。)
- ▶ 静岡県・愛知県・三重県・岐阜県内のゆうちょ銀行及び郵便局
(ペイジーマークがある納付書は、全国の郵便局で取扱い可)
- ▶ e L-Q R対応金融機関 ※詳細は県ホームページ参照 [静岡県 県税を納めるところ](#) [検索](#)
- ▶ 県が指定するコンビニエンスストアなど(コンビニ納付可能な納付書等に限る。)
- ▶ 各財務事務所窓口

令和8年度 納税カレンダー

月	地方税(県税・市町税)
4	・固定資産税(都市計画税)の第1期分
6	・自動車税 納期限: 6月1日(月) ・鉦区税 納期限: 6月1日(月) ・軽自動車税 ・個人県民税及び市町民税の第1期分
7	・固定資産税(都市計画税)の第2期分
8	・個人県民税及び市町民税の第2期分 ・個人事業税の第1期分納期限: 8月31日(月)
10	・個人県民税及び市町民税の第3期分
11	・個人事業税の第2期分納期限: 11月30日(月)
12	・固定資産税(都市計画税)の第3期分
1	・個人県民税及び市町民税の第4期分
2	・固定資産税(都市計画税)の第4期分
3	・個人の住民税・事業税申告 申告期限: 令和9年3月15日(月)

※個人県民税及び市(町)民税、固定資産税及び軽自動車税の納期限は県内各市町によって異なる場合があります。

※このほかの県税の納期は次のようになっています。

◇法人県民税・法人事業税……事業年度終了後2か月以内(注)

◇個人県民税(特別徴収分)・県民税利子割・県民税配当割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税……原則として毎月

◇不動産取得税…随時

◇狩猟税……登録のつど

◇県民税株式等譲渡所得割……1月10日まで

(注) 上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が納期限となります。

主な国税の
納期限

科目等		納期限	
申告所得税 及び 復興特別所得税	令和8年分予定納税	第1期：令和8年7月31日（金） 第2期：令和8年11月30日（月）	
	令和8年分確定申告	令和9年3月15日（月）	
源泉所得税 及び 復興特別所得税	納期の特例の承認を受けていない場合	源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日（注）	
	納期の特例の承認を受けている場合 （給与など特定の所得に限ります。）	令和8年1月～6月支払い分：令和8年7月10日（金） 令和8年7月～12月支払い分：令和9年1月20日（水）	
消費税 及び 地方消費税	個人事業者の令和8年分 確定申告	令和9年3月31日（水）	※直前の課税期間の消費税額（地方消費税は含みません。）が48万円を超える場合は、中間申告と納税が必要になります。
	法人の確定申告	課税期間終了の日の翌日から2か月以内（注）	
法人税	確定申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内（注） ※中間申告分については税務署にお尋ねください。	
相続税	申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内（注）	
贈与税	令和8年分申告	令和9年3月15日（月）	

（注）上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの場合は、その翌日が納期限となります。

県内の
税務署一覧

署名	電話番号	管轄区域
下田	0558（22）0185	下田市 賀茂郡
熱海	0557（81）3515	熱海市 伊東市
三島	055（987）6711	三島市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡
沼津	055（922）1560	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡
富士	0545（61）2460	富士市 富士宮市
清水	054（355）2360	静岡市（清水区）
静岡	054（252）8111	静岡市（葵区・駿河区）
藤枝	054（641）0680	藤枝市 焼津市
島田	0547（37）3121	島田市 牧之原市 榛原郡
掛川	0537（22）5141	掛川市 御前崎市 菊川市
磐田	0538（32）6111	磐田市 袋井市 周智郡
浜松東	053（458）1111	浜松市（中央区の一部・浜名区の一部・天竜区）
浜松西	053（555）7111	浜松市（中央区の一部・浜名区の一部）湖西市

税務署の代表電話は自動音声により案内しております。

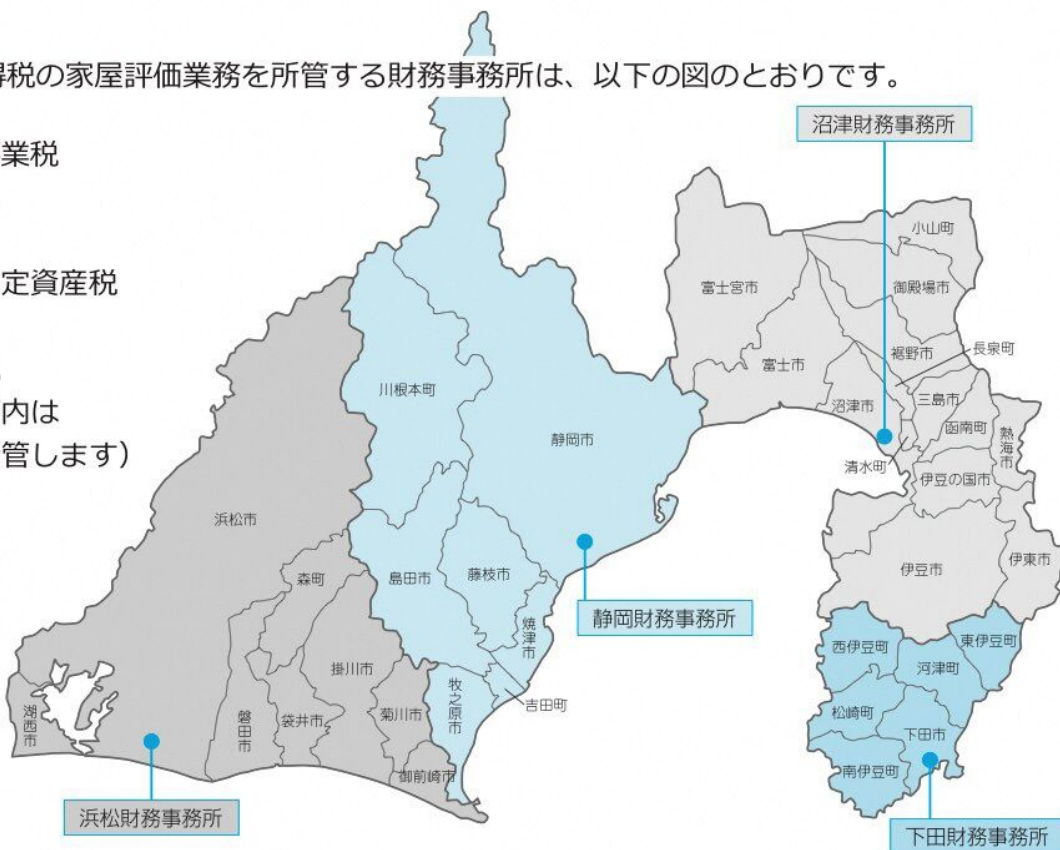
国税に関する一般的なご相談は「1」を、税務署にご用の方は「2」を選択してください。

国税庁のホームページアドレス
<https://www.nta.go.jp/>

静岡県財務事務所の県税別の所管区域

次の県税と不動産取得税の家屋評価業務を所管する財務事務所は、以下の図のとおりです。

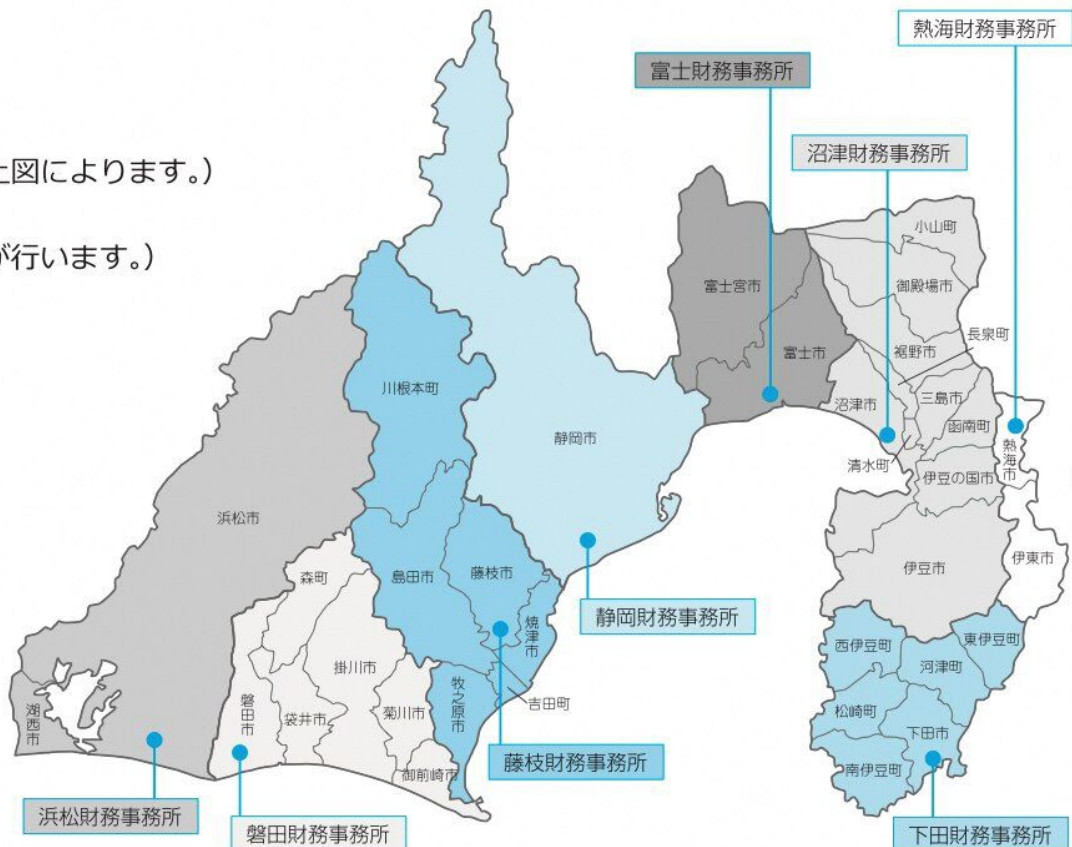
- 法人県民税・法人事業税
- 軽油引取税
- ゴルフ場利用税
- 鉱区税、狩猟税、固定資産税
(大規模償却資産)
- 証紙徴収の自動車税
(下田財務事務所管内は
沼津財務事務所が所管します)



次の県税を所管する財務事務所は、以下の図のとおりです。

※市町税務担当部署、税務署、法人会・青色申告会・納税貯蓄組合等との連携・協力は、この所管区域の財務事務所が行います。

- 自動車税
- 個人事業税
- 不動産取得税
(家屋評価業務のみ上図によります。)
- 個人県民税
(課税と徴収は市町が行います。)



1 か所で取り扱う
県税と所管事務所

※県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税は、静岡財務事務所が所管します。

※核燃料税は磐田財務事務所が所管します。

住所地又は所在地別の所管財務事務所早見表

	税 目	所管する 財務事務所
下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税	下田
	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
熱海市 伊東市	個人事業税、不動産取得税（家屋評価業務を除く）、自動車税	熱海
	法人県民税、法人事業税、不動産取得税（家屋評価業務）、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税	沼津
	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
沼津市 三島市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 函南町 清水町 長泉町 小山町	法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税	沼津
	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
富士宮市 富士市	個人事業税、不動産取得税（家屋評価業務を除く）、自動車税	富士
	法人県民税、法人事業税、不動産取得税（家屋評価業務）、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税	沼津
	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
静岡市	法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税、県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 吉田町 川根本町	個人事業税、不動産取得税（家屋評価業務を除く）、自動車税	藤枝
	法人県民税、法人事業税、不動産取得税（家屋評価業務）、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税、県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
磐田市 掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 森町	個人事業税、不動産取得税（家屋評価業務を除く）、自動車税、核燃料税	磐田
	法人県民税、法人事業税、不動産取得税（家屋評価業務）、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税	浜松
	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡
浜松市 湖西市	法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、狩猟税	浜松
	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税	静岡

お問い合わせ

県税についてのお問い合わせは、お近くの財務事務所へどうぞ。

◆財務事務所の分担は、次のとおりです。

分担	担当する業務
総 務	所内職員の服務や予算の管理に関する事務
管 理	県税の収入・還付に関する事務、個人県民税（森林づくり県民税）
自 動 車	自動車税の課税に関する事務
納 税	滞納となっている税金の徴収に関する事務
法人・個人	法人県民税・法人事業税、個人事業税、県民税利子割などの課税に関する事務
不 動 産	不動産取得税、鉦区税などの課税に関する事務
間 税	ゴルフ場利用税、軽油引取税などの課税に関する事務

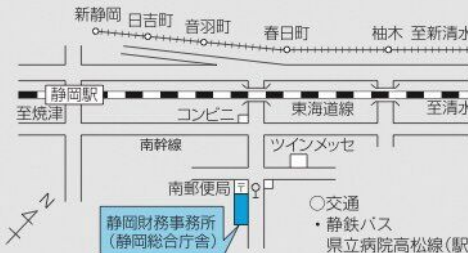
※税目により所管する財務事務所が異なります。所管する財務事務所については P46 を参照ください。

下田財務事務所			〒415-0016 下田市中 531-1 (下田総合庁舎 3F)	
☎0558 (24)	総 務 2012	管 理 2012		
自動車 2018	納 税 2019	法 人 2014		
個 人 2014	不動産 2014	間 税 2016		
管轄区域 (注) : 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町				

熱海財務事務所			〒413-8686 熱海市水口町 13-15 (熱海総合庁舎 3F)
☎0557 (82)	総 務 9056	管 理 9060	○交通 ・東海バス（ＪＲ熱海駅乗車） 「ひばりヶ丘行き」「上の山行き」 又は「紅葉ヶ丘行き」 清水町で下車（徒歩約3分） ・ＪＲ来宮駅（伊東線）より徒歩約8分
自動車 9061	納 税 9087		
個 人 9086	不動産 9071		
管轄区域（注）：熱海市、伊東市			

沼津財務事務所			〒410-8520 沼津市高島本町 1-3 (東部総合庁舎 5F)
☎055 (920)	総 務 2013	管 理 2016	
自動車 2019	納 税 2023	法 人 2029	
個 人 2030	不動産 2033	間 税 2035	
管轄区域 (注) : 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町			

富士財務事務所			〒416-8544 富士市本市場 441-1 (富士総合庁舎 3F)	
☎0545 (65)	総 務 2112	管 理 2115	○交通 ・富士急バス(富士駅北口乗車) 吉原中央駅行き 「県総合庁舎入口」下車(徒歩1分) ・JR富士駅より徒歩約20分	
自動車 2118	納 税 2122			
個 人 2127	不動産 2129			
管轄区域 (注) : 富士宮市、富士市				

静岡財務事務所			〒422-8630 静岡市駿河区有明町 2-20 (静岡総合庁舎 3F)	
☎054 (286)	総 務 9112	管 理 9120	 ○交通 ・静鉄バス 県立病院高松線(駅北口発) みなみ線(駅南口発) 「静岡総合庁舎前」下車(徒歩1分)	
自動車 9130	納 税 9140	法 人 9160		
個 人 9161	不動産 9170	間 税 9180		
管轄区域 (注) : 静岡市				

藤枝財務事務所			〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋 362-1 (藤枝総合庁舎 1F)	
☎054 (644)	総 務 9116	管 理 9121	○交通 藤枝駅北口から 静鉄バス 藤枝吉永線「藤枝市立総合病院行き」に乗り、 「藤枝総合庁舎北」で下車(徒歩約1分)	
自動車 9122	納 税 9128			
個 人 9131	不動産 9132			
管轄区域 (注): 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町				

磐田財務事務所			〒438-0086 磐田市見付 3599-4 (中遠総合庁舎 2F)
☎0538 (37)	総 務 2206	管 理 2214	○交通 遠鉄バス磐田駅前2番ポールから 二俣・山東方面行き乗車、 「中遠総合庁舎」下車徒歩約1分
自動車 2211	納 税 2216		
個 人 2221	不動産 2222		
管轄区域 (注) : 磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町			

浜松財務事務所			〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1 (浜松総合庁舎 1・2F)
☎053 (458)	総 務 7123	管 理 7129	

令和7年度「税に関する作品」コンクール 優秀作品をご紹介します。

主催：静岡県納税貯蓄組合連合会

作文の部

静岡県知事賞

なあツツコンでくれよ、税金だつてボケたいんだ

藤枝市立高洲中学校三年 古賀 彩桜

「税金は誰にもツツコまれずに、ひとり漫才をしているみたい。」そんなことを考えた瞬間、私は思わず笑ってしまった。そして同時に、なぜか心の中にしんと響くものがあつた。

普段の生活の中で、税金という存在はどこか地味で目立たない。「払わなきゃいけないもの」「なんだかよくわからない仕組み」くらいの認識しかない人も多いだろう。でもよく考えてみれば、税金って、実はすごく「ボケてる」と思うのだ。何も言わない、文句も言わない。ただ静かに、誰かの役に立とうとして、いつも裏方に回っている。照明が当たることはない。でもいなければ、舞台は成立しない。

例えば、病院で診察を受けるとき。税金がなかったら、医療費はもっと高くなるだろう。消防車が火事の現場に駆けつけるとき、その活動費は税金でまかなわれている。通学路の信号、図書館の本、公園の遊具、すべて税金の「ボケ」によるものだ。何も語らず、ただ「どうぞ」と差し出してくれるその姿に、私は漫才の相手のような頼もしさすら感じる。

けれど、そんな「ボケ担当」には、ツツコミがない。誰も「ありがとう」と言ってくれない。誰も「ナイスボケー」と拍手を送らない。税金が静かに社会を支えていることに、気づかないふりをしてしまうこともある。むしろ、「高すぎる」「無駄遣いだ」などと、どこか冷たい言葉を浴びせる場面も見かける。

でも、本当は私たちこそが、そのツツコミ役になるべきなのではないだろうか。「税金ってちゃんと仕事しているな」

「税って意外とすごい」そんなひとことを添えることで、税金というボケがようやく意味を持つ。ツツコミがあるから、笑いは完成する。感謝があるから、支えは報われる。

もちろん税金には、改善が必要な面もある。使い道に納得できないこともある。でもそれこそ、私たちが声をあげてツツコミチャンスなのだ。無関心でいるよりも、正しく関わることで、税金はもっといい「ボケ」をしてくれるようになる。みんなが参加して、みんなが反応する。それこそが、笑顔のある社会のかたちだと思う。

だから私はこれからも、税金をただの「負担」として見るのではなく、ユーモアと敬意を持って見つめていきたい。この社会の見えない主役、「ボケ担当の税金さん」に、いつかちゃんとツツコミを入れられるように。

「税金は誰にもツツコまれずに、ひとり漫才をしているみたい」この私の考えを、笑って終わらせるのではなく、笑いながら深く考えるきっかけにしたい。

ポスターの部

静岡県知事賞

浜松市立追分小学校六年

川村 亮仁デニス



習字の部

静岡県知事賞

浜松市立広沢小学校六年

大橋 涼

